

## 新！ひのっ子すくすくプラン 第2期（第4章162事業） 令和2年度の取り組み一覧

## I 子どもの育ちと子育ての楽しさの発見

方針1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援	(1) 多様な保育の場づくり .....	P1~4
	(2) 保育の質の向上 .....	P4.5
	(3) 地域の子育て支援拠点の強化 .....	P5~8
方針2) 子育てを励ます人と場づくり	(1) 市民による子育て支援の輪づくり .....	P8
	(2) 子育て相談・支援の充実 .....	P9.10
方針3) ゆとりをもって子育てするための環境づくり	(1) 子育て世帯への経済的支援 .....	P10.11
	(2) 男女が共同で子育てできる就労環境づくり .....	P11.12
方針4) 健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり	(1) 遊びの場の充実 .....	P12.13
	(2) 学びの場の充実 .....	P13~15
	(3) 農や自然を大切にしている体験活動の充実 .....	P15.16
	(4) スポーツ活動の充実 .....	P16

## II 切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の充実

方針1) 周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり	(1) 安心して出産し、育児ができる支援 .....	P17.18
	(2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実 .....	P18.19
方針2) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援	(1) 児童虐待への取り組み .....	P19.20
	(2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実 .....	P20.21
	(3) ひとり親家庭の自立に向けた支援 .....	P21~23
	(4) 不登校・ひきこもりの子への支援 .....	P23.24
方針3) 心と体の健やかな成長を支える環境づくり	(1) 心の健康を守る支援の充実 .....	P24.25
	(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり .....	P25.26
	(3) 食育事業などの充実 .....	P26.27
	(4) 母子保健と医療体制の充実 .....	P28
方針4) 「すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」の設置	(1) (仮称)子ども包括支援センターの設置 .....	P28

## III 共に生き、互いに育てあるまち

方針1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり	(1) 子育て支援の強化に向けた市民活動（NPOなど）の支援 .....	P29
	(2) 地域で推進する子どもの健全育成 .....	P29~31
	(3) 地域と学校の連携 .....	P31.32
方針2) 安心して子育てができる安全なまちづくり	(1) 安全、安心なまちづくりの推進 .....	P32~34
	(2) 子育てしやすいまちづくり .....	P34.35

## IV 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

方針1) 家族や地域の人とのふれあいを促進	(1) 家族のふれあいの促進 .....	P35
	(2) 異年齢交流の促進 .....	P35.36
	(3) 子どもの人権を尊重する意識の向上 .....	P36.37

新！ひのっ子すくすくプラン 第2期（第4章162事業）

基本目標Ⅰ 子どもの育ちと子育ての楽しさの発見					
方針1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援					
(1) 多様な保育の場づくり					
事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各保育施設で、保護者の労働又は疾病その他の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な未就学児の保育を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■就学前児童人口の推移等を注視し、保育需要を把握するとともに、各保育施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していく。</li> </ul>	継続	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な対応を検討していく。</li> </ul>
②認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者の就労状況等に関わらず、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設。</li> <li>■保護者の就労状況等に関わりなく、3～5歳の子どもが教育・保育と一緒に受けられるため保護者の多様なニーズに対応することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多様化する幼児期の教育・保育ニーズに対応できるよう、国・都の動向や私立幼稚園の意向等を踏まえ必要に応じて検討していく。</li> </ul>	継続	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■認定こども園2園継続</li> </ul>
③小規模保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成27年度から市町村の認可事業として開始された事業。</li> <li>■0～2歳児を対象とし、19人以下の少人数の単位で、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。</li> <li>■3歳以降も保育を希望する場合の円滑な利用を図るための連携施設を設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な対応を検討していく。開設が見込まれる場合には、卒園後の受け皿となる連携施設の確保ができるよう、必要に応じて支援していく。</li> </ul>	継続	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な対応を検討していく。開設が見込まれる場合には、卒園後の受け皿となる連携施設の確保ができるよう、必要に応じて支援していく。</li> </ul>
④家庭的保育 (保育ママ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■家庭的な雰囲気のもと、0～2歳児の少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う。</li> <li>■日野市では、保育士、教諭、助産師、保健師又は看護師のいずれかの資格を有する者を要件とし、良質な保育を提供している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業者の意向や保護者のニーズ等を踏まえながら、方向性を検討していく。</li> </ul>	継続	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■現在の事業を継続していくが、今後の東京都の家庭的保育事業制度の動向や、子ども・子育て支援新制度の動向を見極めながら検討を行っていく。</li> </ul>
⑤事業所内保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業所その他の様々なスペースで、主に企業の従業員の子どもを預かる施設だが、一定割合の地域の子どもを受入れることとし、一緒に保育を行う事業。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内事業所の意向や保護者のニーズ等を踏まえながら方向性を検討していく。</li> </ul>	継続	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き市内4か所で開催</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
⑥ 幼児園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成17年度から、市立あさひがおか保育園と市立第七幼稚園が共通のカリキュラムにより遊び・生活する活動を行っている。</li> <li>■同じ地域に住む子どもたちが保護者の就労に左右されず、共通の理念で共に育つことを目指して開設された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■幼児園事業を継続し、保護者との交流・行事等を通して地域とのつながりを深めながら充実を図っていく。</li> </ul>	継続	保育課  学校課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第七幼稚園、あさひがおか保育園、在園児保護者及び学校課、保育課で協力して「幼児園」を運営する。地域交流事業として幼児園まつり、合同遠足などを行う。</li> <li>■園児、保護者との交流・行事等を通して地域とのつながりを深めながら充実を図っていく。具体的には幼児園まつり、合同遠足、小学校訪問などを行っている。</li> </ul>
⑦ 学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■就労等の事由により、放課後等の時間、家庭に保護者(養育者)がいない児童を預かり、育成する事業。</li> <li>■対象:小学校1～3年生(ただし、障害児は4年生まで)</li> <li>■事業概要</li> <li>①施設数(令和2年3月時点) 41か所(1施設内に2か所の学童クラブを設置している場合を含む)</li> <li>②育成日 月曜日から土曜日まで(祝祭日・年末年始を除く) 通年利用コースと三季休業利用コースの選択制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学童クラブの利用児童数は近年増加傾向にあり、平成31年4月1日現在の登録児童数は1,981人となり、対象児童人口の約43%が登録されている。</li> <li>■働く女性の増加等により、今後も学童クラブを必要とする児童は増えていく。引き続き、子どもの発達や成長、自立の状況に応じて、学童クラブを必要とするすべての児童が入会できるように、施設整備と拡充及び学童クラブの職員(放課後児童支援員)の人員の確保を実施していく。</li> <li>■子どもたちの放課後の居場所として、児童館、学童クラブ、ひのっちの3つでしっかりと支えることができるよう、各事業との連携を図っていく。</li> </ul>	継続	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き、学童クラブを必要とする児童全員の受け入れができるよう、施設整備等の検討を進めていく。児童数の増加が見込まれる豊田小について、令和4年度開設予定の学童クラブの建設に向け、教育委員会等関係部署と連携し、対応を進める。</li> <li>■施設職員の意見等を吸い上げながら、さらなる育成時間の拡大に向けた検討を引き続き進める。</li> <li>■これまで運営委託を開始した、しんめい学童クラブ、七小学童クラブ、五小学童クラブについて、委託後もこれまでの育成の質を維持・向上できるように、日野市の公営の児童館・学童クラブ職員及び子育て課が、事業者の育成内容を逐次確認するとともに、必要に応じて助言等を行う。</li> <li>■また、令和3年4月1日から運営委託が開始される一小学童クラブ、たけのこ学童クラブについて、育成環境の変化による子どもへの影響を最小限にするため、丁寧な引継ぎを行う。</li> <li>■コロナ禍においても児童の居場所として学童クラブを安全に開設できるように、新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルを作成し、感染拡大の防止等を図る。</li> </ul>
⑧ 市立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生きる力の基礎を培う幼児教育、幼保小連携教育、特別支援教育を柱として就学前教育に取り組み、子どもの健やかな成長を育む事業。</li> <li>■対象:4歳児・5歳児</li> <li>■事業概要</li> <li>①施設数(令和2年3月時点) 4園※令和3年4月より3園</li> <li>②保育時間 月～金9時～14時(水曜日は11時半まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■幼稚園公開や職員の研修を通じて他の幼児機関と連携を図り、日野市全体の幼児教育・保育の充実・発展に向けて取り組んでいく。</li> </ul>	継続	学校課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育内容と小学校スタートカリキュラムの連携を推進する。</li> <li>■各校におけるスタートカリキュラムの実施・充実を図る。</li> <li>■幼保小連携推進委員会への私立幼稚園の参加の促進を図るとともに、小学校の近隣校における研究会を増やし、地域の実態に応じた連携を強化する。</li> </ul>
⑨ 私立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内に10園が設置されており、2千人以上の児童が在籍している。</li> <li>■保護者ニーズに対応し、夕刻までの預かり保育、送迎サービス、給食の提供などを実施する園が増えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■預かり保育などの保育を補完する事業について継続し、多様なニーズに対応していく。</li> <li>■新制度に移行しない幼稚園については幼稚園の意向を踏まえながら、必要な支援を行っていく。</li> </ul>	継続	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■預かり保育などの保育を補完する事業について継続し、多様なニーズに対応していく。</li> <li>■平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園については、幼稚園の意向を踏まえながら、国・都の動向を注視していく必要がある。</li> </ul>
⑩ 延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育園の基本的開所時間は11時間だが、就労形態の多様化、長時間の通勤等に対応するため日野市内の保育園全園で1～2時間の延長保育を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■現在の事業を継続し、保護者のニーズに応じていく。</li> </ul>	継続	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公立・民間の全園で延長保育事業を引き続き実施</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
⑪病児・病後児保育	<p>■保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由により、病中や病気の回復期にある0歳から小学校3年生までの子どもで家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育をする施設。</p>	<p>■病児・病後児保育室1か所、病児保育室1か所、病後児保育室1か所の合計3か所で実施していく。</p> <p>■ニーズ等踏まえ方向性を検討する。</p>	継続	保育課	<p>■引き続き市内3か所で実施</p>
⑫ファミリー・サポート・センター事業	<p>■手助けが必要な方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）を登録（無料）して組織化し、様々な援助活動で助け合う有償ボランティア活動。</p> <p>■主な活動：「保育援助」「妊産婦援助」「家事援助」「高齢者援助」</p>	<p>■事業のさらなる周知により市民の相互援助活動に関わる会員を増やすとともに、ニーズの多様化等に対応するため、提供会員の資質の向上と対応力強化に努める。</p>	継続	子ども家庭支援センター	<p>■引き続き、市民の相互援助活動として広く市民生活に浸透し身近な安心できる活動となるよう充実させる。</p> <p>■個人情報への配慮、安全対策や危機管理等を再確認し、事業を進める。</p> <p>■多様なニーズに添った対応をするため、提供会員の資質向上など、対応力の強化に努める。</p> <p>■児童虐待等が疑われる場合は、速やかに子ども家庭支援センターに連絡し支援に繋げる。</p>
⑬トワイライトステイ	<p>■家族の入院、残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かる事業。</p> <p>■事業概要 場所：多摩平の森ふれあい館2階 時間等：18時～22時 月～土 ※日曜・祝日・年末年始は未実施 対象：1歳～小学校3年生まで。</p>	<p>■この事業の利用の主な理由は保護者の就労や傷病等であり、共働き家庭の増加に伴い、夕方から夜にかけての一時預かりは今後も利用ニーズが見込まれる。現体制を維持、継続実施し、積極的に周知を行っていく。</p>	継続	子ども家庭支援センター	<p>■地域子ども家庭支援センター多摩平はひはびで実施する子育て支援事業の周知を行う。</p>
⑭ショートステイ	<p>■家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的に子どもを預かる事業。</p> <p>■事業概要 対象：2歳～小学校6年生まで。 利用日数制限：1利用につき7日間まで。</p>	<p>■子どもの養育が一時的に困難となり、宿泊を伴う一時預かりが必要な世帯は多く存在する。必要とする方が利用しやすい事業となるよう、利用者からの意見、要望を聞き取ると共に、積極的に周知も行っていく。</p>	継続	子ども家庭支援センター	<p>■利用しやすい事業を、継続的かつ円滑に実施するため、立川市及び実施機関（委託事業者）と連絡会等で協議を行う。</p> <p>■広報紙や子育て情報サイトを活用し、市民への周知に努める。</p>
⑮一時保育	<p>■育児疲れ、通院、出産等の理由により、乳幼児を一時的・緊急的に預かる事業。</p> <p>■事業概要 対象児童：生後3か月～就学前まで。 利用時間：8時30分～17時まで 月～土 ※0歳児の受け入れは施設による ※利用時間は施設により異なる ※一部超過保育あり ※祝日・年末年始は未実施</p>	<p>■就労形態の多様化やリフレッシュ等により、一時保育の利用は、今後も多く見込まれる。0歳児専用の施設を含め、令和2年度からは市内9か所で実施する。今後も継続実施し、積極的に周知を行っていく。</p>	継続	子ども家庭支援センター	<p>■地域子ども家庭支援センター多摩平はひはびで実施する子育て支援事業をより利用しやすい事業とする。</p> <p>■子育て情報サイト、広報等を活用し、市民への周知に努める。</p> <p>■子ども部内で立ち上げた一時保育検討委員会で、子育て支援事業の空白地域での実施を公立保育園を含め実施に向け検討。</p>
⑯休日保育	<p>■認可保育園の休園日である、日曜日・祝日等に就労などで保育が必要な家庭のための事業。</p>	<p>■市内2か所で実施していく。</p>	継続	保育課	<p>■引き続き市内2か所で実施</p>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
⑰外国にルーツがある方への子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務で必要とする外国語版資料の翻訳の推進をする。</li> <li>■施設の表記を外国語で併記する。</li> <li>■相談窓口業務を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■外国人に必要とされる情報の検討を進める。施設内外の表記、児童館の利用案内、学童クラブの入会案内等の翻訳等検討と充実を図る。</li> </ul>	新規	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民に配布しているチラシや案内など、外国人に必要とされる情報の収集を行う。</li> <li>■施設に必要な外国語の表記を精査する。</li> <li>■外国にルーツがある方への相談窓口業務について、児童館の館長会を通じて意見交換を行い、改善策や新たな施策を検討する。</li> </ul>
⑱民間活力導入の推進(保育園・学童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■将来にわたり安定した保育サービスを提供し、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するために市立保育園の民営化を推進する。(保育課)</li> <li>■学童クラブへの民間活力の導入 平成31年4月現在 2施設(しんめい学童クラブ、七小学童クラブ)。 歳出増加の抑制と育成時間の拡大等を目的に令和元年度より導入開始(子育て課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■民営化に伴う子どもや保護者への影響に配慮しながら進めていく。また、今後の就学前児童人口の推移等を踏まえ、保育需要に応じた定員枠の調整等を必要に応じて検討していく。(保育課)</li> <li>■学童クラブ入会児童数の増加や施設の老朽化に伴う育成環境の整備に向けた歳出増加の抑制を図ることや育成時間の拡大等、学童クラブ事業の充実を図るため、引き続き民間活力の導入を実施していく。きめ細かい引継ぎを実施するとともに、民間への移行後も日野市が責任をもって指導や助言、研修の機会を提供していく。(子育て課)</li> </ul>	拡充	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ただいまから保育園民営化に係る事業者選考委員会を設置し、民間運営事業者の審査を行う。事業者決定後は、引継ぎのための三者(保護者・市・事業者)協議を行い、子どもや保護者への影響に配慮しながら進めていく。</li> </ul>
				子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基幹型児童館にエリアマネージャーを配置し、専門的見地から、委託した学童クラブの確認・助言し、一定の質を確保していく。</li> <li>■令和3年4月からの委託に向けて、一小学童クラブ、たけのこ学童クラブにおいて事業者選定を実施し、配置される支援員に対し引継ぎを進め、個々の子どもたちの様子も含め、令和3年1月から3月末まで受託事業者への引継ぎを行う。</li> </ul>

## (2) 保育の質の向上

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①第三者評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業者のサービスの質の向上と、利用者のサービス選択の参考とするため、公正・中立的な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質を評価するもの。</li> <li>■原則として3年に1回以上評価を行うことが求められている。</li> <li>■継続して実施することで、事業所の最新の情報を利用者へ提供することや、絶えずサービスの質の向上を図っていくことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■民間保育園等においては、福祉サービス第三者評価の定期的な受審が定着の傾向にあるため、引き続き実施し、保育の質を向上させるよう求めていく。</li> </ul>	継続	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■民間保育園等に、定期的な受審により保育の質を向上させるよう求めるとともに、受審に係る費用について補助を行う。</li> <li>■市立保育園については、「保育・子育て推進委員会」において取組内容を実施・検証・評価を行う。</li> </ul>
②保育園の機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日野市全体の保育園の機能を地域で活用するために、園庭や行事を地域に開放、また、講座や体験保育、保育園児以外の育児相談等の地域における子育て支援も重視していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各保育園が特色ある活動を通して保育の充実を図ると共に食育・自然観察、身体づくり、日本伝統・伝承遊びなどに取り組み、地域の子育て支援事業を行っていく。</li> </ul>	継続	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育園で培ったノウハウや保育園の施設、雰囲気を感じ取ってもらい、地域の子育て支援につなげていく取り組みを行う。地域の乳幼児親子のために、遊具や絵本などの充実、施設・園庭の開放を積極的に実施していく。</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
③保育士の研修・交流等	<p>■保育士の研修については、市主催の全体研修、東京都主催研修、保育園内研修及び外部研修受講などを行っている。</p> <p>■全体研修は公立保育園・民間保育園・認証保育所の職員を対象としており交流を図っている。</p>	<p>■民間保育園と公立保育園の交流事業を通じて「子育てしたいまち、しやすいまち日野」を目指す。</p> <p>■保育の向上を図るために、研修、子ども・職員の相互交流、地域のネットワークづくりの3本を柱に事業を進める。</p>	継続	保育課	<p>■保育の向上を図るために、①研修②子ども・職員の相互交流③地域のネットワークづくりの3つの事業を実施する。</p>
④児童館と学童クラブ職員の研修・交流等	<p>■児童館の職員（児童厚生員）、学童クラブの職員（放課後児童支援員）の研修は、市主催の独自研修、東京都主催等の外部研修、施設間研修などを体系的に行っている。</p> <p>■独自研修は公設公営・公設民営の児童館、学童クラブの職員を対象としており交流を図っている。</p>	<p>■東京都児童館等職員研修（基礎研修・中堅テーマ別研修・リーダー研修）に参加し、経験年数に応じた児童厚生員としてのスキルを取得する。</p> <p>■児童館の分室である学童クラブの質を維持・向上させるため、サポート体制を強化するとともに、学童クラブ事業を支援するためのスキルアップ研修を児童館職員に実施する。</p> <p>■学童クラブの業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得することを目的に、引き続き東京都放課後児童支援員認定資格研修を受講する。</p>	新規	子育て課	<p>■東京都児童館等職員研修については、児童厚生員等基礎研修に3名、中堅児童厚生員等テーマ別研修に7名、リーダー研修に3名を派遣予定。また、基礎研修受講者については、研修終了後に児童厚生2級指導員の資格取得となる。</p> <p>■放課後児童支援員認定資格研修について、既に在籍する学童職員の8割以上が資格取得済だが、引き続き、未受講者のうち受講資格を持つ職員を派遣予定。</p> <p>■令和2年度より新たに実施される予定の放課後児童支援員等資向上研修に学童クラブエリアマネージャーを派遣予定。</p>
⑤巡回指導	<p>■子ども・子育て支援法に基づき、市内の特定教育・保育施設等の運営状況等について、助言、指導することで日野市全体の保育の質の向上を図る。</p>	<p>■市内の特定・教育保育施設等に適正な運営を行ってもらうため、施設を巡回しながら助言、指導し、日野市全体の保育の質の向上を図る。</p>	新規	保育課	<p>■指導監査の実施に向けた準備を行うため、市内各園を訪問し制度の周知を図り、課題等を整理する。また保育の質の向上に資するため各施設の現状把握と情報を共有する。</p>

### (3) 地域の子育て支援拠点の強化

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①地域子ども家庭支援センター	<p>■多摩平、万願寺の2カ所の地域子ども家庭支援センターとして、地域の子育て拠点及び子育てひろばの運営、相談事業、各種子育て啓発事業、地域の子育てサークルの支援を行う。</p>	<p>■市内21カ所の子育てひろばの基幹的役割を担っていく。それぞれの地域の子育てひろばの見本となるような子育てひろば事業、相談事業、子育て啓発事業を積極的に実施していく。</p> <p>■解決困難な相談、専門的な知識を必要とする相談は、子ども家庭支援センター（高幡本部）との連携を図り、個別対応につなげていく。</p> <p>■地域における保護者の自主的な子育てサークル等の組織づくりの支援を積極的に行っていく。</p>	継続	子ども家庭支援センター	<p>■地域子ども家庭支援センターの基幹的役割を認識し、効果的なサービスを提供する。</p> <p>①子育てひろば 来所者のニーズにあった啓発講座等の企画を継続する。</p> <p>②相談事業 相談者にしっかりと寄り添い、受け止めるとともに児童虐待等の疑いがある場合は、子ども家庭支援センター高幡本部に繋ぎ、連携した支援を行う。</p> <p>③子育てサークル活動 地域支援ワーカーによる直接的な訪問支援でサークル活動の活性化を図る。新型コロナウイルスの流行により、活動が困難になっているサークルへの支援方法を検討する。</p>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
②子育てひろば	<ul style="list-style-type: none"> <li>■乳幼児と保護者が気軽に集い、語り合い、交流できる場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させ、親子が安全に安心して過ごせる場を提供する事業。</li> <li>■地域の子育て支援拠点施設として、市内に21か所設置。(平成31年4月現在)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の親子の居場所として、子育て相談や仲間づくりができる場として、運営の質的向上を図っていく。</li> </ul>	継続	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用しやすく、安心できる親子の居場所とするため、職員交流を含めた研修会を実施。</li> <li>■子ども家庭支援センターの心理士による、職員を対象にした巡回相談を実施。</li> </ul>
③児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子どもたち(0歳から18歳未満)の遊びや活動の援助と、地域の子育て支援、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした施設。</li> <li>■子ども達にとって身近で安心安全な居場所、遊び場であると共に、親など保護者の子育てに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする事業を実施するなど、地域の子育て・子育て支援の活動拠点である。</li> <li>※平成31年4月現在</li> <li>①施設数 基幹型3館、地域型7館(内指定管理2館、運営業務委託1館)合計10館</li> <li>②開館日 月曜日から土曜日(日曜、祝日、年末年始は休館)</li> <li>※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは火曜日から日曜日(月曜、祝日、年末年始は休館)</li> <li>③開館時間 9時30分～18時</li> <li>※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは9時30分～19時</li> <li>④利用対象者 市内の18歳未満の児童、及びその保護者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童館ガイドライン(平成30年10月改訂)に基づき、新しい児童館構想を策定。拠点性、多機能性、地域性を3本柱として、各種運営、事業の展開等を図る。</li> <li>■学童クラブ、ひのっちとともに、小学生の放課後を支えていく。</li> <li>■子どもや子育て支援に関する幅広い情報を集約し、分かりやすい情報発信を行う。</li> <li>■関連諸機関との連携・役割分担し、子育て家庭に対する相談・援助等を行い子育て支援の充実を進める。</li> <li>■切れ目のない地域の子育て支援の拠点としてとらえ、妊婦の利用など幅広い保護者の子育て支援を進める。</li> <li>■基幹型児童館は、地域の子育て・子育て支援の中核を担う総合施設として位置づけ、公・民間問わず全体の児童館と学童クラブの質的向上を目指し調整・支援等を行う。</li> <li>■第5次行財政改革大綱や各種計画を踏まえて事業を進め、より身近な児童館として、子育て支援を充実させる。</li> </ul>	継続	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■今後の児童館のあり方検討会報告書「日野市の児童館 今後の展開」(令和2年度～令和6年度)において、児童館ガイドラインに基づく9項目(誰もが集いやすい児童館に情報発信パワーUPや関連諸機関との連携した配慮が必要な子へサポートなど)を実施する。令和2年度は優先順位をつけ、実施する事業の計画を作成し、優先順位をの高い事業から開始する。</li> <li>■日野市独自の持続可能な施策として「公・民ともに児童館学童クラブの質UP」を行う。基幹型児童館に学童クラブ運営を調整するエリアマネージャーを配置し、学童クラブの育成のサポート等を行い、子育て支援の充実を進める。</li> <li>■コロナ禍においても児童の居場所として児童館を安全に開設できるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルを作成し、感染拡大の防止等を図る。</li> <li>■児童の居場所を確保するため、学校から直接児童館に来館できる、児童館「ランドセル来館」事業を実施する。</li> <li>■『みんなのおうちへ移動児童館!』をコンセプトに自宅でも気軽にできる遊びや製作など、児童館職員らしさがあふれる動画を配信、おもちゃの貸し出しや図書の貸し出し、おもちゃ製作のキットやマスク製作のキットの配布など、自粛期間中の在宅での子ども・子育て家庭を支援する。</li> </ul>
④放課後子ども教室「ひのっち」	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを提供していくことを目的として、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所を提供する事業。</li> <li>■放課後、学校内の教室・校庭・体育館などに安全管理員(ひのっちパートナー)を配置し、安全な遊び場環境を提供する。さらに、学習アドバイザーによる学習プログラムを行っている。</li> <li>■地域の人材であるひのっちパートナー、学習アドバイザーの協力を得ながら、子どもたちの「仲間づくり」の場として、また、地域の高齢者と子育て世代が関わり、「三世代で取り組む子育て」「人と人が支えあう輪づくり」の場となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■受付教室と他の特別教室を借用し、放課後の子どもの居場所として、学校との連携を図る。</li> <li>■地域の方々の協力により成り立つ事業であることを保護者に理解してもらう。</li> <li>■地域の方々の協力を得やすくするための短時間ボランティア制度であるアシストパートナー制度の検討をする。</li> </ul>	継続	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■従事者が高齢化しているため、幅広く募集をかけていく。</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
⑤ 駅前ミニ子育て 応援施設「モグモ グ」	<p>■市民ワーキンググループによるカフェ方式の子育てひろばの提案を市が具体化した事業で、学童クラブ終了後の夜間の児童育成を加えて平成19年度から行っている。</p> <p>■子育て広場事業</p> <p>①内容：飲食物を有料で提供し各種イベントを実施する等、乳幼児とその保護者が気軽に集える子育てカフェの運営を行っている。</p> <p>②開設日 月～金、第3土曜日</p> <p>③開設時間 10時～16時 ランチタイム 11時30分～13時</p> <p>■夜間の児童育成事業</p> <p>①内容：通常の学童クラブ終了後、児童育成を行うことで、共働き家庭に安心・安全な子どもの居場所を提供する。夕食も提供し、食生活のリズムの確立、食育へのきっかけ作りとなっていく。</p> <p>②開設日 月～金（祝祭日を除く）</p> <p>③開設時間 17時45分～21時</p>	<p>■昼間の子育てカフェは、手軽に軽食等を楽しみながら乳幼児親子がくつろげる子育てひろばであり、子育て中の母親を孤立させないよう乳幼児親子が集える場、子育ての悩みを相談できる場として、今後も運営を継続する。</p> <p>■夜間の児童育成は、利用状況により事業の見直しを検討する。</p>	継続	子育て課	<p>■子育てカフェは地域における子育て・子育て支援の拠点として、地域の様々な機会を捉え、PRなど地道な努力を続ける。また一方で、数字だけでなく、在宅育児世帯にとって真に必要なサービスがどのようなものなのか把握に努める。そのためにも、地域とのつながりを深める活動を続ける。</p> <p>■児童育成では児童の生活リズムが不安定であったり、支援を必要とする家庭がある中で、児童が安心して過ごせるような取り組みを進める。また、引き続き児童の体調面も考慮し、栄養バランスの良い食事を提供する。また、19時までの学童クラブ延長モデルが令和元年度末で終了したため、令和2年度の潜在的な利用人数の動向に注視するとともに、事業の見直しについても検討していく。</p> <p>■コロナ禍においても乳幼児と保護者の居場所として安全に利用していただけるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルを作成し、感染拡大の防止等を図る。</p>
⑥ スーパーひのっ ち「なつひの」全 校実施	<p>■小学生の放課後の居場所としての「ひのっち」を夏季休業中における一定期間スーパーひのっち「なつひの」として実施。</p> <p>■平成27年度より、4校で試行、令和元年度現在12校で実施。</p>	<p>■毎年2～3校拡充し、令和3年度17校(全校)実施を目指す。</p> <p>■猛暑の期間に協力できるパートナーの獲得に努力する。</p> <p>■猛暑の期間であり、外遊びが難しいので、遊びや学びのプログラムを検討する。</p>	拡充	子育て課	<p>■スーパーひのっち「なつひの」の実施校を1～2校拡大。 (未実施校4校：四小、平小、八小、滝合小、仲田小)</p> <p>■従事者が高齢化しているため、幅広く募集をかけていく。</p>
⑦ 児童館の開所時 間拡大	<p>■開館日 月曜日から土曜日(日曜、祝日、年末年始は休館) ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは、火曜日から日曜日(月曜、祝日、年末年始は休館)</p> <p>■開館時間 9時30分～18時 ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは、9時30分～19時 ※しんめい児童館は、学校の三季休業期間(春休み、夏休み、冬休み)、8時30分から開館</p>	<p>■共働き世帯や中高生世代等にも、これまで以上に利用しやすい児童館を目指し、開館日や開館時間について検討していく。</p>	新規	子育て課	<p>■しんめい児童館においては、夏休みに加え、春休みや冬休み期間についても、朝8時30分から開館を大好評を得ており、引き続き実施していく。</p> <p>■コロナ禍においても、市内全児童館においてランドセル来館等を実施するなど、児童の居場所を確保する。</p> <p>■中高生世代の対応として、たまだいら児童館、みなみだいら児童館において、午後7時までの開館を継続する。</p>
⑧ 運営協議会の実 施 (児童館)	<p>■児童館活動の充実を図るため、民生委員、主任児童委員等の地域組織の代表者他、学識経験者、学校教職員、子どもや保護者等を構成員とする協議会を設置し、積極的に情報提供を行い、その意見を聴き児童館運営に生かしていく。</p>	<p>■運営協議会の実施に向け、構成員や回数及び内容について、各児童館が検討を開始する。</p> <p>■実施が可能な児童館から運営協議会を開催し、方法や内容等について、他の児童館に情報提供し、すべての児童館での開催を目指す。</p>	新規	子育て課	<p>■令和2年3月に策定した今後の児童館のあり方検討会報告書「日野市の児童館 今後の展開」において、「子どもが真ん中・つながる地域、運営協議会の充実」が掲げられたことから、運営協議会を全児童館で実施するべく、令和2年度においては、運営協議会実施要項等を作成し各館で開催を目指す。</p>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
⑨学童クラブの育成時間の延長・拡大	<p>■育成日 月曜日から土曜日まで(日曜・祝日・年末年始は閉所) 平成27年度より、通年コースと三季休業コースの選択制を実施。</p> <p>■通常育成時間(令和元年度現在) 公設公営・公設民営 【学校のある日】下校時から17時45分 【土曜日】8時30分から17時45分 【学校休業日】8時00分から17時45分</p> <p>■延長育成時間(令和元年度現在) 公設公営 【学校のある日】17時45分から18時30分 【土曜日】なし 【学校休業日】17時45分から18時30分</p> <p>公設民営 【学校のある日】17時45分から19時 【土曜日】17時45分から19時 【学校休業日】17時45分から19時</p>	<p>■東京都内の他市の実施状況や保護者ニーズを踏まえ、引き続き午後7時までの延長育成を民間活力の導入(運営委託)に取り組む中で進めていく。</p> <p>■同じ学校の敷地内で複数の施設がある場合は、財政面や延長育成のニーズ量から、一方の施設に民間活力の導入を図り育成時間を拡大し、子育て支援の充実を図っていく。</p>	拡充	子育て課	<p>■令和2年度からは、同じ学校の敷地内に複数の学童クラブがある、日野市立第五小学校内において、民間活力の導入した五小学童クラブで育成時間の拡大を実施する。</p> <p>■令和3年度においても、民間活力の導入の準備を行い、育成時間の延長・拡大を進める。</p>

方針2) 子育てを励ます人と場づくり

(1) 市民による子育て支援の輪づくり

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①市民参加での居場所づくり	<p>■市民の参加による「子育てパートナー事業」は、万願寺交流センターや南平駅西交流センター(出張ひろば)等様々なかたちでの居場所づくりを行っている。</p> <p>■NPO法人が「なかだの森であそぼう」を開催し、幼児の親子から中高生まで自然にふれあい、ストレス解消等の居場所づくりを行っている。</p> <p>■子どもの居場所づくり、遊びを通じた育ちと体験の場づくりとして「共に生き互いに育てあうまちの実現」に向け、様々な機関や人材と連携・協力をする</p>	<p>■市民が、子育て支援に積極的に関わられるよう人材の育成、確保を行い、居場所づくりを継続していく。</p> <p>■子どもを中心に捉え、市民・地域・まち全体が活性化するための拠点づくりの支援を行う。</p>	継続	子ども家庭支援センター	<p>■子育て支援に関われるよう、人材の養成、確保のための養成講座の開催を継続して実施。</p> <p>■講座を周知する。</p>
				子育て課	<p>■ふれあいホールと仲田の森蚕糸公園の一体的な活用を引き続き行う。</p> <p>■自然体験広場を利用する団体や子ども会等に積極的に1-3の利用について周知を図る。</p>
②子育てサークルへの支援	<p>■子どもとその保護者が定期的に集まって、一緒に遊びながら友達づくりをしたり、情報交換をしたり、悩みを相談しながら「子育てを共にしていこう」とする地域の自主的な子育てサークル活動を支援していく事業。</p>	<p>■子育てサークルや子育て支援グループの活動を継続的に支援していく中で、情報交換の場や交流の場を設定していく。</p> <p>■子育てサークルが必要と思われる地域に子育てサークル立上げの支援を行っていく。</p>	継続	子ども家庭支援センター	<p>■子育てサークルの維持、継続のための支援を引き続き実施する。</p>
③地域における子育て人材育成	<p>■子育て支援者や協力者の人材育成と市内子育て関連施設でのボランティア活動等の人材育成のため、子育て支援者の養成講座を実施する。</p> <p>■子育てパートナー数42名 ※平成31年3月現在</p>	<p>■子育て支援者養成講座の継続と充実が、市内での子育て支援に係る人材の量と質の確保や子育てひろば等でのボランティア活動の登用につながるよう進めていく。</p>	継続	子ども家庭支援センター	<p>■子育て支援に関われるよう、人材の養成、確保のための養成講座の開催を継続して実施。</p> <p>■講座を周知する。</p>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
<b>(2) 子育て相談・支援の充実</b>					
事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①乳幼児健康相談事業	■「育児全般に関する気がかり」や「子育てをめぐる母親自身の不安や悩み」を抱えながら育児をしている保護者に対して相談支援を行い、適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進につなげていく。	■育児中の保護者を対象としているが、妊婦が産院以外で気軽に相談できる場が少ないため、今後妊婦にも対象を広げるとともに、子育て中の者同士や子育て経験者との顔の見えるつながりの場ともなるため、今後も継続していく。	継続	健康課	「育児全般に関する気がかり」や「子育てをめぐる母親自身の不安や悩み」を抱えながら育児をしている保護者に対して相談支援を行い、適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進につなげていく。
②乳幼児歯科相談事業など	■日野市歯科医会の協力のもと、乳幼児歯科相談、1歳6カ月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査等を実施。 ■私立の幼稚園・保育園の保護者や職員を対象に歯科医師によるむし歯予防講習会を実施。	■健診時の判断により、個別の対応が望ましい児童に対しては、個別相談等にて支援を行う。 ■乳幼児のむし歯予防のため、地域の幼稚園、保育園、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携をより強化する。	継続	健康課	■歯科健診でむし歯があった児の保護者に対し、早期歯科受診の大切さを伝え、保護者に寄り添った支援を継続する。
③相談支援事業	日野市発達・教育支援センター（エール）にて、0歳から18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関からの相談を実施。一般相談、発達相談、教育相談、就学入級転学相談、医療相談等を実施。	■0歳から18歳まで、切れ目のない相談支援体制を確立していく。	継続	発達・教育支援課	■担当者間でタイムリーにケース検討を行う仕組みづくりに取り組む。 ■専門職間の事例検討を実施。
④子どもと家庭の総合相談	■子ども家庭支援センターにて、子どもと家庭に関する相談を受ける事業で、児童虐待、障害、非行、育成等様々な相談を受けている。 ■個人だけでなく、学校、保育園、幼稚園等の子育て関連機関からの相談も受け、個別対応をする中で、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のネットワークを生かした対応を行い、子ども家庭支援ワーカーが調整役として対応をしていく。	■子育て相談が増え続けている中、妊産婦、0歳から18歳までの子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■個人だけでなく、他の子育て関連機関で解決困難な相談にも積極的に対応していく。困難なケースについては、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが、各関連機関と連携し、関係機関間の調整役としての機能を強化していく。 ■児童虐待相談及び心理相談等専門的な相談の対応も強化していく。	継続	子ども家庭支援センター	■27年度からのチーム制をリーダーを中心としたより機能的な形態にすることで、増え続けている相談への対応力を強化し、子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■子育てに関わる他機関からの相談においても、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが各関連機関と連携し、関係機関間の調整役として中心的機能を果たしていく。 ■逆送致の対応として児童相談所、八王子市、町田市と綿密な打ち合わせを実施し、遅滞なく対応する。
⑤育児支援家庭訪問事業	■養育に不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に「育児技術訪問指導員」または「育児家事訪問支援員」を派遣し、子育ての孤立化を緩和し、子育てに自信を持ち、要支援家庭が安定した児童の養育を行えるよう支援していく。	■訪問支援について、さらなる充実を図っていく。また、潜在的に支援を必要としている家庭について把握し、支援の漏れがないようすくいあげる体制づくりを進めていく。	継続	子ども家庭支援センター	■健康課始め各関係機関と連携を深め、要支援家庭を把握し、支援の実施を行い、虐待防止に努める。

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
⑥利用者支援事業	<p>■保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施する。(母子保健型)</p> <p>■子ども及びその保護者が様々な子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用等できるよう、身近な場所で情報提供や相談、援助を行う事業。平成30年度から保育課窓口にて保育コンシェルジュ3人を配置し、保育所入所相談等を行っている。(特定型)</p>	<p>■保健師等の専門職が、妊娠から出産、子育てにわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握することで、切れ目のない支援体制を構築する。(健康課)</p> <p>■多様化する保育ニーズに応じて、相談者に分かりやすい情報提供等を行っている。(保育課)</p>	継続	健康課	<p>(健康課)</p> <p>■母子手帳交付時に、保健師および助産師が面接を行うことで全ての妊婦等の状況を把握し、適切な情報提供を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安軽減を図る。</p> <p>■支援を要する妊婦に対して、支援プランを作成し、継続的な支援を実施する。支援プランは必要に応じて見直しを行い更新するとともに、時期を決めて効果検証を行う。</p>
				保育課	<p>■多様化する保育ニーズに応じて、相談業務や相談者に分かりやすい情報提供等を行っていく。</p>

### 方針3) ゆとりをもって子育てするための環境づくり

#### (1) 子育て世帯への経済的支援

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①児童手当	<p>■中学校終了前(15歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している父母等の主たる生計者に児童手当を支給。</p> <p>■児童1人につき、所得制限限度額未満の者の支給月額額は3歳未満15,000円、3歳以上小学校修了前(第1子、第2子)10,000円、3歳以上小学校修了前(第3子以降)15,000円、小学校修了後中学校修了前10,000円、所得制限限度額以上の者の支給月額額は特例給付として5,000円。</p> <p>■支給時期は6月、10月、2月にそれぞれ4か月分を支給。</p> <p>※令和2年3月現在</p>	<p>■児童手当法による国の制度であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。</p>	継続	子育て課	<p>■子育て課内の他制度(子ども医療費助成制度等)や他課(市民窓口課等)との連携により申請漏れのないように努める。</p> <p>■令和2年6月より年金関係情報の情報連携運用開始</p> <p>■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。</p>
②子ども医療費の助成	<p>■医療保険の加入要件に該当し、所得制限の範囲内の者で、6歳に達する日以後の最初の年度末までの乳幼児を養育する者には乳幼児医療証、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの義務教育就学期にある児童を養育する者に子ども医療証を発行し、該当乳幼児・児童の受診時に保険診療の一部負担金(の一部)を助成。</p> <p>■日野市では乳幼児医療証の所得制限はなし。</p> <p>※令和2年3月現在</p>	<p>■乳幼児医療費助成事業実施要綱、義務教育就学児医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。現状、乳幼児医療助成は市単独で所得制限なしの取り扱いとしている。</p> <p>■所得制限、助成範囲等について、東京都の動向を踏まえ、充実に向けて調査研究に努める。</p> <p>■条例等に基づいたより一層適正な助成に努め、乳幼児・児童の保健・福祉の向上を図る。</p>	継続	子育て課	<p>■子育て課内の他制度(児童手当等)や他課(市民窓口課等)との連携により申請漏れのないように努める。</p> <p>■七生支所と連携し、サービスの拡充に努める。</p> <p>■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。</p>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
③就学援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>■経済的理由により小・中学校への支払いが困難な家庭に対し、学校で必要とする費用の一部を援助する。</li> <li>■学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業記念アルバム代については、市内に住所を有し、学校教育法第1条に規定する学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象。</li> <li>■医療費、給食費は、市立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象となる。</li> <li>■対象者は、次のいずれかにあてはまる家庭               <ol style="list-style-type: none"> <li>①生活保護受給中または昨年度以降生活保護の停止・廃止を受けた、</li> <li>②昨年度、市都民税が非課税、</li> <li>③児童扶養手当受給中、</li> <li>④経済的理由で子どもの教育費に困っている。</li> </ol> </li> <li>■所得要件 生活保護基準の1.3倍</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者の負担軽減を図るために、今後も制度を継続していく。</li> </ul>	継続	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■経済的理由により小・中学校への支払いが困難な、市内に住所を有し学校教育法第1条に規定する学校に就学している児童・生徒の家庭に対し、学校で必要とする費用の一部（学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業アルバム代等）を援助する。</li> <li>■令和3年度小学校新入学児童及び中学校新入学生徒に対し、小学校就学前及び6年生時の3月に「新入学学用品費」等を支給する。</li> <li>■認定基準については、昨年度と同様、生活保護の1.3倍未満とする。</li> <li>■新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、家計急変世帯への周知や追加での判定を実施。</li> <li>■高所得層と低所得層の格差が広がりつつあることも踏まえ、今後もこの事業を継続していく。</li> </ul>
④奨学金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内に住む経済的理由により修学が困難な高校生を援助し、教育上の機会均等を図るため奨学金を支給している。この奨学金は返済の必要はなし。</li> <li>■申請方法は、募集期間に申請書等必要書類を提出し、選考審査会に諮って決定する。選考にあたっては、所得制限があり。</li> <li>■前学年時における学習意欲・生活態度などにより選考している。</li> <li>■所得要件 生活保護基準の1.2倍</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高校の授業料無償化などの施策が展開されているが、まだ支援としては不十分である。経済的な理由で意欲のある学生の就学機会を奪うことのないように、また保護者への負担軽減を図るためにも、今後もこの制度を継続していく。ただし、国の施策の動向次第では、制度の継続・変更も視野に検討を重ねていく。</li> </ul>	継続	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■1人月額 10,000円、年間 120,000円 給付型、返済義務なし。</li> <li>■230名分 27,600,000円を予算化 ※この人数を超えた場合は、補正対応</li> <li>■所得要件を第一義とし、所得要件をクリアした者について、生活態度・学習意欲も加味し審査した結果、基準を満たす者全員に支給する。</li> <li>■新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、家計急変世帯への周知や追加での判定を実施。</li> </ul>

## (2) 男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①日野市男女平等行動計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第4次男女平等行動計画（計画年度：令和3～7年度）を令和2年度末までに策定する。</li> <li>■策定にあたっては、男女平等の視点から子育てしやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランスに関する事項等を盛り込み、実態に即した計画をつくる。</li> <li>■男女平等推進委員会及び男女平等行動計画評価委員会を開催し、計画の推進と検証を行う。</li> <li>■男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV被害者の支援事業、若年層へのDV被害防止啓発事業等を実施し、子育て支援につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■男女ともに家庭、地域、職場等の様々な分野で自己実現ができる男女共同参画社会を目指す。</li> </ul>	継続	男女平等課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第4次男女平等行動計画の策定</li> <li>■第3次男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV被害者の支援事業、若年層へのDV被害防止啓発事業等を実施し、子育て支援につなげる。</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
②幼児教育無償化	子ども・子育て支援法等に基づき認可保育所等の3-5歳(非課税世帯は0-2歳)の利用者負担額を無償化する。また、認可外保育施設等も月額上限を定めて無償化する。	■制度に基づき、各家庭の経済的負担の軽減を図っていく。今後も国、都の動向を注視しながら追加政策や見直しがある場合は、必要に応じて検討を行っていく。	新規	保育課	■制度に基づき、各家庭の経済的負担の軽減を図っていく。引き続き国、都の動向を注視しながら追加政策や見直しがある場合は、必要に応じて検討を行っていく。
③認証保育所など入所児童の保護者への補助	■保護者の負担を軽減し、児童の健全な育成に寄与することを目的として認証保育所等に児童を入所させている保護者に対し、補助金を交付する。	■幼児教育無償化と合わせ、保護者の経済的負担の軽減を図るため補助を継続していく。補助制度は必要に応じて見直しを行う。	継続	保育課	■引き続き認証保育所等を利用する保護者の負担軽減を図るため、所得階層別に7千円～5万2千円/月の補助を行う。
④私立幼稚園園児の保護者への補助	■保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的として、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し補助金を交付する。	■幼児教育無償化と合わせ、保護者の経済的負担の軽減を図るため補助を継続していく。補助制度は必要に応じて見直しを行う。	継続	保育課	■引き続き私立幼稚園を利用する保護者の負担軽減を図るため、保育料等に係る分として4,800円～11,000円/月、新規入園児の入園料に係る分として1万円の補助を行う。

#### 方針4) 健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり

##### (1) 遊びの場の充実

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①自然体験広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>■仲田の森蚕糸公園内に自然体験広場を夏休み期間に開設している。</li> <li>■自然体験広場は、体験学習の場として、自然の中での遊びやデイキャンプなどの野外活動の機会を提供することで、子どもたちの体験活動の充実・振興を図り、生きる力を育むことを目的とする。</li> <li>■ジュニアリーダー講習会、児童館デイキャンプ、育成会、子ども会、市内在住の家族などが利用している。また、自然体験広場スタッフにより自主企画を開催し、子どもたちが夏の楽しいひと時を過ごしている。</li> <li>■秋には1日限定の自然体験広場として「あきなかだ」を開催し、たき火など野外での遊び場を開設している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■文部科学省中央教育審議会は、平成25(2013)年1月に答申した「今後の青少年の体験活動の推進について」の中で、体験活動の意義・効果として、「社会を生き抜く力」の養成、規範意識や道徳心の育成、学力への好影響などを挙げている。例えば、子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。</li> <li>■野外活動の体験ができる市内で貴重な場となっているので、継続して開催できるように努める。</li> <li>■自然体験広場の存在を周知し、利用者を増やしていく。</li> </ul>	継続	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集会室1-3の学童育成室化、財政非常事態宣言による事業見直しを受け、自然体験広場の今後について検討を進める。</li> <li>■自主企画の縮小、キャンプファイヤーの中止等、事業縮小とともにあり方を考える。</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
②プレーパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>■NPO法人が仲田の森蚕糸公園で「なかだの森であそぼう」(毎週金曜・第2・第3土曜・夏休みの3日間)を開催している。</li> <li>■開催実績(H30年度) 開催:64回 参加人数:7,392人(延べ)</li> <li>■幼児とその保護者が自由に集い、幼児期から自然と触れ合う体験ができるとともに、保護者の育児ストレスの解消等にも資している。</li> <li>■市は同法人に補助金を交付し活動を支援している。</li> <li>■「なかだの森であそぼう」以外にも市内に3つのプレーパークが活動している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもたちが、自然の素材や道具などを使いながら、子どもが思いのままに自分たちで遊びを生み出せる環境は、子どもの成長にとって重要である。</li> <li>■子どもが自己責任のもと、自然の中で思いっきり遊び、いきいきと“子どもの時間”を過ごせる場としてのプレーパークのような環境づくりを継続して支援していく。</li> <li>■市内で活動している各団体について、それぞれの活動に合った支援の方法や在り方を検討していく。</li> </ul>	継続	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■桑ハウス工事期間でも子どもたちの「居場所」となれるよう活動していく。</li> <li>■「子どもの放課後を考える」というテーマで語らう会を実施できないか検討</li> <li>■市は同法人に対して、引き続き補助金の交付を行い、活動を支援していく。</li> <li>■市内プレーパークの現状把握を行い、活動支援内容について検討する。</li> </ul>
③地域の遊び場 (公園、児童遊園など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■現在、市内各所に都市公園・緑地が約200か所。そのほか、地区広場、遊び場、運動広場などが73か所。</li> <li>■子どもが安心して自由に遊ぶことができるよう地域特性を生かした公園等の整備を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■樹木の剪定・伐採などにより死角をできるだけ少なくし、見通しの良い、安全で安心して遊べる公園づくりを行う。</li> <li>■水路を活用した公園など自然体験ができる施設整備を行うことにより、豊かな体験を生み出す環境作りを行う。</li> <li>■ユニバーサルデザインのまちづくりに対応しい、誰にとっても使いやすく、居心地の良い公園づくりを目指す。</li> </ul>	継続	緑と清流課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度工事開始予定の新井公園整備で、ユニバーサルデザイン対応および、親水スペースの整備を行う。</li> <li>・提供公園等の新設公園の場合には、事業者へ誰もが使いやすい、親しみやすい公園整備を行うよう指導を行う。</li> </ul>
④中高生の居場所づくり(児童館)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中・高校生世代の居場所となるよう、中・高生世代が自己効力感や自己肯定感を醸成できるよう援助する。</li> <li>■児童館職員の専門性を生かした中・高生世代の居場所づくり。中・高生世代は、話し相手を求め、自分の居場所として児童館を利用することから、思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■すべての児童館において、中・高生専用の利用時間(中・高生タイム等)や事業を実施するなど、中・高生世代が利用しやすい環境を進めていく。</li> <li>■引き続き中・高生世代を児童館のボランティアとして育成していく。</li> </ul>	新規	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基幹型児童館を中心に、時間延長や制服来館等を検討し、中高生世代が利用しやすい環境を進めていく。</li> <li>■乳幼児と中高生世代のふれあい体験として「命の授業」を行うため、関係機関との調整を行う。</li> <li>■中高生世代を児童館のボランティアとして活用できるよう情報を発信していく。</li> </ul>

## (2) 学びの場の充実

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①未来に向けた学びと育ちの基本構想(第3次日野市学校教育基本構想)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■未来に向けた学びと育ちの基本構想(第3次日野市学校教育基本構想)では、子供たち自らが育んでいってほしい力として「すべての“いのち”がよるこびあふれる未来をつくっていく力」を、基本構想の理念とし、</li> <li>・一律一斉の学びから自分に合った多様な学びと学び方へ</li> <li>・自分たちで考えを語り合いながら生み出す学び合いと活動へ</li> <li>・わくわくがひろがっていく環境のデザインへ</li> <li>といったビジョンを持って教育活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「すべての“いのち”がよるこびあふれる未来をつくっていく力」を育んでいく環境を、学校、家庭、地域、子供たちみんなできつっていく。</li> </ul>	拡充	学校課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「わくわくプロジェクト(未来に向けた学びと育ちの基本構想プロジェクト)」を推進し、具現化に向けた活動を各校に広げる。</li> <li>■中学校区を核とした研究を進め、9年間の学びの連続性や継続性を意識した各中学校区ごとの特色ある実践を行う。</li> <li>■各学校の校内研究のあり方について、推進委員会委員と協議する。</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
②保護者・地域・関係機関などとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学びの基盤となる、自分ではできるといふ自尊感情、自分のよさを確認する自己肯定感、コツコツと努力を続ける意欲や学習習慣などを保護者や地域と連携して育む。</li> <li>■地域や関係機関などの協力を得て、自然体験、職場体験、社会体験などの機会を充実する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小学校における農業体験、地域の方を招いた学習、中学校における職場体験の受け入れ先など、地域・関係機関との連携による体験学習の充実を図る。</li> </ul>	継続	学校課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小学校縦割り班活動の継続</li> <li>■農業体験、工場見学等を全17校で実施。</li> <li>■中学校における部活動、学校行事等で異年齢とのかかわる機会、職場体験の継続する。</li> </ul>
③がん教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日野市がん対策推進基本条例を制定し、市立病院がある日野市ならではの環境を生かし「健康と命の大切さを育む」ことを大切にしながらがん教育の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日野市がん対策推進基本条例に基づき、市立病院医師の出前授業などを継続して推進し、併せて、教職員のがん教育に対する意識の啓発を行い、がんに関する教育の一層の充実を図る。</li> </ul>	継続	学校課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小学生対象のがん教育の教材開発を進める。</li> <li>■市立病院医師等による出前授業を継続する。また、保護者への啓発を図る。</li> </ul>
④ICT活用教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ICT活用教育を組織的に推進する。</li> <li>■ICTを活用して、わかりやすく魅力ある授業を創造し、学力の向上を図る。</li> <li>■児童・生徒の情報活用能力の向上を図る。</li> <li>■ICTを活用して、校務の情報化、効率化を徹底し、教員の働き方改革を進め、合せて児童・生徒としっかりと向き合う時間を増やす。</li> <li>■ICTを活用して、見える学校づくりを進め、学校の信頼を高める。</li> <li>■ICTを安全に活用し、児童・生徒に関する機微情報を保護するために、情報セキュリティを強化する。</li> <li>■情報安全教育を推進する。</li> <li>■メディアコーディネーターが個々の状況に応じて、きめ細かく支援することにより、教員のICT活用指導力の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ICT活用などにより、自ら課題を発見し、協働しながら主体的な課題解決に取り組み、新たなアイデアを生み出す力を育てる。</li> </ul>	拡充	ICT活用教育推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小中学校の校内ネットワークを強化し、児童生徒1人1台端末整備に向けて、タブレットPC等の導入を進めていく。</li> </ul>
⑤図書館における子どもの本への関心、興味を促す取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■図書館内では、乳幼児とその保護者が本を手にとったり、読んだりしやすいよう工夫するほか、対象年齢別のおはなし会の実施、児童の調べものに必要な資料の充実、学校への貸出、児童向け図書館ホームページの充実、「絵本のリスト」作成や、保護者向け「絵本の読み聞かせ講座」を開催する。また、青少年を対象とした本のコーナーについて、この年代が関心を持ち必要とする資料を充実させる。</li> <li>■図書館の職員が学童クラブや児童館、子育て関連部署や学校へ出向いて、おはなし会、児童向けの絵本読み聞かせや本の紹介をしたり、小学校3年生を対象とした図書館の利用案内を行うなど、図書館外においても年齢に応じた本の関心と興味を促す取り組みを実施する。</li> <li>■青少年の参加による読書活動の推進に努め、中学生と作家の交流事業、職場体験の受け入れなどを行い、また、同世代に本の世界の楽しさを伝えるヤングスタッフの活動を支援するなど、読書離れが進むとされる青少年にもPRする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「日野市子ども読書活動推進計画」により、読書活動の推進に努める。子どもたちにとって、図書館が身近な場所となり、一人一人の多様性を認め合いながら、共に未来を創りだす力を読書から得られるよう支援する。</li> <li>■図書館だけでなく、学校や子ども関連部署と連携して、様々な事業を行っていく。</li> <li>■図書館は、第3次日野市立図書館基本計画に基づき、「くらしの中に図書館を」を基本理念に、運営を進めている。全ての市民にサービスを提供することを方針に、特別な支援を必要とする子どもたちに対しても各部署と連携をとりながら事業を進めていく。</li> <li>■乳幼児から青少年まで、また、子どもの保護者にとっても図書館が開かれた場所となるような環境を整えていく。</li> </ul>	継続	図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新型コロナウイルスによる、図書館内でのおはなし会および子育て関連部署や学校へ出向いて行う子どもと読書に関わる事業の休止に伴い、感染防止対策を取った再開方法や新たな形態での各世代の子どもたちとその保護者へのアプローチを検討する。</li> <li>■図書館ホームページ上の児童向けコンテンツの充実。</li> <li>■乳幼児向けに本をセットにした「絵本バック」の提供拡大。</li> <li>■長期休業後の児童・生徒の学習を支援する調べものに必要な資料の更なる充実を図る。</li> <li>■小学校への「本の森」学級文庫セット配本を継続し、児童数の多い学校から順次増冊を行う。</li> <li>■中学生と作家の交流事業の実施。</li> <li>■高校生・大学生による日野ヤングスタッフの活動を支援する。</li> <li>■毎年開催している「子ども読書の日」関連イベント「おはなしビクニック」は、今後の感染状況および対策方法を検討し開催の可否を決定する。</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
⑥青少年事業	■青少年事業として子どもたちの興味・関心につながる体験学習の機会や遊びを通じた異学年の交流の場を提供する。また、イベント等の実施の際にも手づくり体験や遊び等の機会を提供する。	■青少年を対象とした事業として、日野市の様々な地域活動等を行う団体等と連携しながら、市内の社会的資源を活用し、子どもたちが様々な体験、経験、学習できる場を提供する。また、事業の実施の際に地域ボランティアの協力を得ることで、地域内の多世代交流も実現し、健全な子どもの育成と地域力の向上を図る。	継続	中央 公民館	■公民館の主催する事業で食育、造形、異世代交流、農業体験、生物の多様性学習等、子どもたちが様々な体験、経験、学習できる場を提供する。また、保護者に子どもたちと共に学ぶ経験や必要な知識等を伝え、健全な子どもの育成と地域力の向上を図る。  【事業予定】 ・ひのっ子シェフコンテスト ・カーデザイン教室など（工作・造形） ・田んぼの学校 ・わくわく学習術など（様々なテーマに沿った講座の実施） ・将棋サロン ・囲碁サロン ・将棋大会（村山杯） ・プログラミング講座
⑦「土曜のひろば」遊学講座	■地域住民の手により子どもたちに学びの場を提供する、なお「土曜のひろば」遊学会が主催する講座。 ■小学校3年生から中学3年生までの男女が参加し、異年齢、異なる学校の子どもたちが興味のあるものに対して一緒に学習し合い交流ができる。	■地域の教育力の育成を図っていく。 ■市民が主催する講座として、支援を継続していく。	継続	生涯学習課	■引き続き、地域の人々の力により、子どもたちに学校では体験できないような学びの場を提供する講座を支援する。
⑧子どもの学習・生活支援	■貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもを対象に、居場所をつくり社会生活の訓練や学習支援等を実施。	■平成27年度から市内1か所で事業実施し、令和元年度は4か所で実施している。今後は課題を検証し、事業の担い手との調整、他の学習支援事業（放課後の学習支援事業）との兼ね合いも考慮し、どのような形態で増設していくかを検討していく。	継続	セーフティネット コールセン ター	■各事業所毎に担当のSSWを配置。SSWと定期訪問を行い、利用者の実態把握に努めるとともに各事業所と学校との連携を強化する。

### (3) 農や自然を大切に作る体験活動の充実

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①保育園における農業体験	■「保育園食育年間計画表」に基づき、農作物を育てる体験をし「食を営む力」の育成と、自然の恵みへの感謝の心を育てる活動を行う。	■自ら育てた農作物を使って調理活動を行い、生活と遊びを通じて食への関心と大切さを知る活動を実施していく。 ■給食で日産産農産物を使用したり、収穫体験や、食材に触れる体験活動を実施していく。	継続	保育課	■「食育年間計画表」に基づき作物を育て感謝し調理し友達と一緒に食べる楽しさを共有する。 ①年2回の調理保育を実施する。 ②収穫体験をする。 ③散歩時農作物の見学をする。 ④給食での日産産農産物の利用を継続する。

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
②自然環境を活かした体験学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>■毎年夏休みに1回、子ども向けの自然観察会として、カブトムシ等の採取、観察会を実施。併せて昆虫の生態等をクイズ等により楽しく学ぶ教室を実施する。</li> <li>■水辺の楽校</li> <li>■八王子市との連携により「子ども交流事業」を実施。夏休みに浅川上流にて水中植物の採取、観察会、学習会を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自然観察会は通年で実施しているが、夏休み期間は子ども向けの昆虫採取、観察会を中心とした内容とし、子どもたちが自然や昆虫等に触れ合うことができる体験の場を確保する。</li> <li>■子ども達が川辺で楽しみながら、水中植物・生物について学べる機会を確保する。</li> </ul>	拡充	緑と清流課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自然観察会においては、当初は年10回の実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月、5月、7月の自然観察会は中止となりました。(7月が昆虫の観察会)</li> <li>■今後は、6月、9月、10月、11月、12月、2月、3月に自然観察会を実施予定。</li> <li>■水辺の学校においては、田植え、浅川での水遊び、稲刈り等多様なプログラムを計画しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部縮小して実施。</li> <li>■八王子市との連携事業「子ども交流事業」については新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業中止となりました。</li> </ul>
③幼稚園・小中学校での農業体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全ての小学校及び半数以上の中学校で学童農園の取り組みがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域とのつながりを大切にし、地域の協力を得ながら、今後も充実を図っていく。</li> </ul>	継続	学校課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学童農園や地域農家の協力による体験農園を通して、児童・生徒による農業体験を実施する。</li> </ul>
④ひのっ子エコアクション	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ひのっ子エコアクションは、環境にやさしい学校づくりを行うため、P(Plan=計画)、D(Do=実行)、C(Check=点検)、A(Action=見直し)のエコマネジメントサイクルを取り入れた、日野市独自の環境保全・改善に関する取り組み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童生徒及び教職員等が学校生活(教育活動及び職務遂行)において、環境負荷・環境問題に触れ、考え、実践することにより、環境意識を高め、環境にやさしい学校づくりを行うような取り組みにしていく。</li> </ul>	継続	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■授業へ活用できるような取組を教師に紹介し活用してもらうため、研修や情報交換を継続して行っていく。</li> <li>■環境教育は継続性が必要であるため、各学校で行っている取組も、継続して行っていく。</li> <li>■子供に「気付かせる」取り組みを探る。</li> </ul>

#### (4) スポーツ活動の充実

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①子どもの体力向上のための様々な環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■スポーツ推進計画を実施する。</li> <li>■「する」「観る」「支える」というそれぞれの視点でスポーツに取り組むことを目指し、それぞれの施策を展開する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第2次スポーツ推進計画(計画年度:令和3年～7年度)を令和2年度末までに策定する。</li> <li>■スポーツをする「場」の整備と充実を図る。</li> <li>■スポーツの実践に向けた支援と情報発信を実施する。</li> <li>■スポーツに関わる団体支援と人材の育成を目指す。</li> </ul>	継続	文化スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■スポーツ市民意識調査(市民・小中学生・事業所向け)の実施及び現計画の令和2年度の評価検証の実施。(新型コロナウイルスの感染拡大防止やオリンピック・パラリンピック開催延期を踏まえ、第2次計画の期間は延長。)</li> <li>■新南平体育館解体及び建設。</li> <li>■多世代へ向けたスポーツ・レクリエーションフェスティバルとスポーツ推進委員によるスポーツ事業の実施。</li> <li>■子ども達の競技力向上と競技人口の拡大を図り、日野市体育協会加盟団体による日野スポーツスクールを実施。</li> </ul>
②校庭の芝生化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市部におけるヒートアイランド・緑化対策に加え、体力向上と健康な体づくり、生命を尊び自然を大切にすることの養成、豊かな人間性の育成の3つの教育的観点から、児童生徒等の成長にとって望ましい教育環境を整備するとともに地域コミュニティの形成にも資するため、東京都の補助事業である「緑の学び舎づくり実証実験事業」に基づき、学校の校庭を芝生化するもの。</li> <li>■実施校:東光寺小学校、滝合小学校、三沢中学校(左記3校は東京都補助事業)豊田小学校ほか3校(敷地の一部を整備。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■校庭等を芝生化することで、外で遊ぶ(スポーツ)児童・生徒が増加し、体力・運動能力の向上、けがの減少及び精神面の安定などにつながり、また、芝生の維持管理を地域と連携することで、地域コミュニティの形成にも資することが期待されるため、今後も推進していく。</li> </ul>	継続	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■整備校においては、地域との連携による芝生の維持管理を継続して実施(サポート)し、子どもたちに良好な芝生を提供する。また、校庭芝生化の未整備の学校には情報提供を行い、東京都の補助事業を活用し、地域と密接な連携の上で芝生の維持管理可能な学校に対して、校庭芝生化に向けた検討を行う。</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
<b>基本目標Ⅱ 切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の充実</b>					
<b>方針1) 周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり</b>					
<b>(1) 安心して出産し、育児ができる支援</b>					
事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
① 妊婦訪問指導	■母子健康手帳申請時にアンケートを記入してもらい、支援を必要とする妊婦を抽出後、地区担当保健師により電話・面接・訪問等により支援を行う。	■妊婦早期支援介入として継続していく。	継続	健康課	■母子健康手帳申請時にアンケートを記入してもらい、支援を必要とする妊婦を抽出後、地区担当保健師により電話・面接・訪問等により支援を行う。
② 妊婦健康診査	■妊娠の届け出をされた方に、都内医療機関で利用できる妊婦健康診査受診票(14回分)及び子宮頸がん検診受診票、妊婦超音波検査受診票を交付する。妊婦健康診査の際に使用することで、項目に応じ上限額まで公費負担を減らす。 ■受診票を使用できない助産所・都外医療機関での受診については、申請に基づき助成金を交付している。	■母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。	継続	健康課	■妊婦健康診査を継続実施することにより、妊婦の健康管理に努め、妊産婦及び乳児死亡の低下、流産の防止並びに心身障害児の発生の予防を目指す。
③ 乳児家庭全戸訪問(赤ちゃん訪問)	■出産した全ての子どもご家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	■健康状態の確認及び異常の早期発見とともに、産後のメンタルヘルスに重点を置き育児上の不安を軽減し、子どもが健やかに育つことを目的とし、早期支援を継続実施していく。	継続	健康課	■出産した全ての子どもご家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。
④ 妊産婦サポート事業	■親族等の支援が受けられない産前産後の妊産婦がいる家庭に対し、育児家事訪問支援員を派遣し、安心して母子関係を築けるように支援をする事業。	■産前産後の妊産婦は精神的にも身体的にも不安定になり、安心して母子関係を築くための支援が必要である。親族等の支援が受けられない家庭に対し、産前産後に特化したヘルパー派遣の支援を行っていく。	継続	子ども家庭支援センター	■健康課や関係各課に協力を求め、事業PRチラシを設置するなど、事業の周知を徹底する。 ■多胎児支援の強化や、より利用しやすい事業を目指し、事業の組み立てを検討する。
⑤ 乳幼児健康診査	■3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施。 ■上記3つの健診対象者に対して、未受診の場合、受診勧奨ハガキ送付や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開している。 ■上記の未受診フォローを実施しても未受診であった場合には全件数について子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させている。	■未受診把握率の更なる向上と受診率向上を目指す。 ■未受診者への受診勧奨のための個別支援を実施。また未把握児については子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させることにより更なる受診率の向上ときめ細やかな育児支援を目指す。	継続	健康課	引き続き、3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施。 引き続き、上記3つの健診対象者に対して、未受診の場合、受診勧奨ハガキ送付や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開。 引き続き、上記の未受診フォローを実施しても未受診であった場合には全件数について子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させている。

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
⑥ 経過観察健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一般健診の結果、要経過観察とされた者について、次の2点を目的に実施している。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①定期的な健診を通し、健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努める。</li> <li>②精密検査を要するほどではない問題点について、直ちに医療機関を受診させるのではなく、身近な市町村で経過観察を行うことで、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行う。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村という身近で保護者に負担の少ない場で、乳幼児の成長を経過的に確認、相談できる場として継続する。</li> </ul>	継続	健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一般健診の結果、要経過観察とされた者について、次の2点を目的に実施する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①定期的な健診を通し、健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努める。</li> <li>②精密検査を要するほどではない問題点について、直ちに医療機関を受診させるのではなく、身近な市町村で経過観察を行うことで、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行う。</li> </ol> </li> </ul>
⑦ 保育園での妊婦受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初妊婦に対し、保育園が子育て経験の機会を提供し、子育てへの期待・希望が持てるようにするため、0歳児を受け入れている保育園で、初妊婦の保育体験受け入れを行っている。</li> <li>■0歳児と遊んだりおむつ交換や食事の様子を見学する等に加え、子育て相談に応じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育園の特性を活かして、気軽に子育て相談ができる場となり、地域との結びつきが深まるよう積極的に取り組んでいく。</li> </ul>	継続	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き、4園で実施する。</li> </ul>
⑧ 周産期ネットワーク体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域で母親が安心して出産、育児が営めることを目的とし、市内産科医、助産院を対象とし、「育児サポート連絡票」の有効活用により、要支援家庭への、早期介入、切れ目のない支援を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周産期ネットワークとして、医療機関等との連携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。</li> </ul>	継続	健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周産期ネットワークとして、医療機関等との連携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。</li> </ul>
⑨ 親の子育て力向上支援講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>■参加型の講習会（ACT、ベビーマッサージ）等を実施し、子どもを持つ親自身の“子育て力”の向上を目的とする事業。</li> <li>■具体的には、養育に関すること、子どもとの関わり方、地域との関わり方や行政サービスの利用方法等、子育てに関わる総合的な力を養うための事業。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育て力を向上することにより、親としての自信や、子育てへの自信、子どもとの良好な関係の構築、また地域とのつながりによる社会からの孤立化の防止等を図っていく。</li> </ul>	継続	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申込方法の簡便化、ネットワーク化し、より簡単、確実に申込めるようにする</li> </ul>

## (2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
① ママババクラス (両親学級)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■安心して妊娠、出産を迎えられるように、ママとパパを対象に妊娠・出産・育児についての教室を開催。地域での子育て仲間をつくることを重点に置いた内容。</li> <li>■保健コース、栄養コース、沐浴コース、医師講話コースを実施。</li> <li>■沐浴コースでは、赤ちゃんの泣きの理解と対処法のDVDを取り入れたり、パパ同士の交流時間を設ける等、父親教育にも重点を置いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■安心して妊娠・出産を迎え、日野市で楽しく育児ができるよう継続していく。</li> </ul>	継続	健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■安心して妊娠、出産を迎えられるように、ママとパパを対象に妊娠・出産・育児についての教室を開催。地域での子育て仲間をつくることを重点に置いた内容。</li> <li>■保健コース、栄養コース、沐浴コース、医師講話コースを実施。</li> <li>■保健コース、医師講話コースはオンライン講座の導入を検討していく。</li> <li>■栄養コースはオンライン講座を実施。</li> </ul>
② 妊産婦とその家族への食育推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ママババクラス（両親学級）の参加者を対象とし、より良い食生活についての意識と理解を促し、実践ができるよう、「栄養コース」を実施。</li> <li>■妊産婦とその家族を対象に、わかりやすい栄養相談などを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食生活や健康に対する意識の高い妊産婦とその家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。</li> </ul>	継続	健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食生活や健康に対する意識の高い妊産婦とその家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、オンラインにて講座を実施。</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
③母子健康手帳の交付	■妊娠の届出をされた方に、母子健康手帳を交付する。同時に、妊婦面接を行い、妊娠期から切れ目のない支援を行う。	■全ての妊婦を対象として専門職が面接を行う。心身の状況や家庭の状況を把握し、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から継続していく。	継続	健康課	■全ての妊婦を対象として専門職が面接を行う。心身の状況や家庭の状況を把握し、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から継続していく。
④子育て情報発信の充実	■子育てに関する様々な情報を、ホームページ、子育て情報サイト、子育て情報冊子「知っ得ハンドブック」、地域子育てイベント情報紙「地域活動子どもカレンダー」等様々な方法で発信し、子育て家庭や子育てに携わる機関、支援者等の情報収集・サービス利用に役立ててもらおう。	■「地域活動子どもカレンダー」、「知っ得ハンドブック」等による紙媒体の情報提供に加え、従来の「子育て情報サイト」をリニューアルし、スマートフォン等の電子媒体から情報を収集する保護者ニーズに合わせ、アプリやプッシュ通知等を活用した情報発信を充実させていく。	拡充	子ども家庭支援センター	■引き続き子育て情報冊子の発行を行うとともに、子育て情報発信を充実させる。 ■子育て情報サイトのリニューアルに向け、庁内の検討委員会で準備を進めていく。 ■広報に「ほけっとなび」の周知を行うため定期的にPR記事を掲載。

## 方針2) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

### (1) 児童虐待への取り組み

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①児童虐待への対応	■先駆型子ども家庭支援センター（高幡本部）で、子どもと家庭に関する総合相談を行う中、児童虐待防止に向け、相談体制の強化や関係機関との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ確かな対応に努める。 ■虐待の芽を早期に摘む取り組みや再発防止のための見守り等を行う。	■児童虐待に関する第一義的な通告窓口として子ども家庭支援センターが迅速に対応することをはじめ、児童虐待の予防・早期発見のため、様々な事業の実施や支援を行う。 ■虐待対策コーディネーターを配置することにより体制を強化し、児童相談所や警察、教育・子育て施設等との連携を強化する。また、市内各子育てひろばの相談体制や関係機関との連携を強化する。	拡充	子ども家庭支援センター	■急増する児童虐待等に対し、関係機関から情報を提供してもらえるよう、関係機関に協力を呼びかける。 ■関係機関と連携した支援を迅速に行う。 ■逆送致の対応として児童相談所、八王子市、町田市と綿密な打ち合わせを実施し、遅滞なく対応する。
②児童虐待防止の啓発	■毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民への様々な啓発活動に取り組む。	■オレンジリボンキャンペーン、パネル展示、講演会等の様々な啓発活動の実施により、広く児童虐待防止の啓発に努める。	継続	子ども家庭支援センター	■11月の虐待防止月間の取組は新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、市民への啓発を工夫して実施する。 ■オレンジリボンキャンペーンは、装着の協力先をさらに拡大する。
③日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会（要保護児童対策地域協議会）	■児童福祉法第25条の2に法定された要保護児童対策地域協議会の位置づけで設置。 ■子どもとその家庭への支援を総合的に推進することを目的に、子どもに関わる関係機関の情報の交換や連携を図るための運営協議会。 ■代表者会議、地域別会議、個別ケース会議等構成メンバーや会議の目的にそって複数の会議を開催し連携を深めている。	■増加の一途である要保護・要支援児童及びその家庭の支援を進めるため、関係機関の連携の必要性はますます高まっている。 ■子ども家庭支援センターは、警察、児童相談所、教育委員会、健康福祉部等の行政関連部署、その他子育て関連機関間の調整役として引続き連絡協議会に入る機関の拡充と更なる連携強化を図っていく。	継続	子ども家庭支援センター	■要保護児童地域対策協議会としての大きな役割が、関係機関の情報共有とそれに基づく迅速かつ適切な支援ということになる。複雑かつ深刻になっている一つ一つのケースについて、関係機関と連携し個別ケース会議を開催し、支援の充実を図る。 ■新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、書類開催や、一堂に集まる形ではなく個別での開催を実施する。

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
④健康課との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■四半期に一度、健康課との連携強化会議を実施。</li> <li>■連携に関する取り決めや、気になる乳幼児についての情報交換を行い、双方の支援サービスを適切に運用できるように努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■健康課と子ども家庭支援センターが組織的に連携し、児童虐待の早期発見・防止・迅速な対応を行う。</li> <li>■健康課の「乳児家庭全戸訪問事業」と子ども家庭支援センターの「育児支援家庭訪問事業」が連携して実施できるよう連携体制を整備する。</li> </ul>	継続	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き健診未受診者等への対応など、現在問題になっていることについて具体的な解決策を探るため健康課との連携をより強化し、虐待の早期発見、防止を図る。</li> </ul>
⑤虐待防止マニュアルの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成19年度発行の虐待防止マニュアル及び、平成23年度発行のハンドブックの活用については、各種会議などの際に各関係機関に呼びかけている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■今後も、各関係機関への周知及び呼びかけは継続し、各関係機関の対心力の向上を目指す。</li> <li>■子ども家庭支援センターと児童相談所との共有ガイドラインの改正に伴い、マニュアルの更新や活用について検討する。</li> </ul>	継続	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童福祉法改正に伴い、東京都が「東京ルール」の改正を進めている。改正された「東京ルール」に基づきマニュアルの内容を精査する。</li> </ul>
⑥養育家庭啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■養育家庭とは、様々な事情により家庭で養育を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健やかな成長を図る事業。</li> <li>■養育家庭制度の周知や理解を深め、登録家庭の増加を図ることを目的として、養育家庭普及活動月間の取り組みや養育家庭体験発表会の開催などを実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童虐待や養育困難家庭の相談が増え、児童養護施設への入所児童数も増加している中、養育家庭のニーズはますます高まっている。</li> <li>■事業の主体である児童相談所と協力し、引き続き養育家庭普及活動月間の取り組み、養育家庭体験発表会の開催など啓発活動の充実を図り、市民の理解と協力を求めていく。</li> </ul>	継続	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、会場に市民を集めての養育家庭体験発表会は実施せず、市民や関係機関に制度を周知し、養育家庭制度の浸透を図っていく。</li> </ul>

## (2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①母子・父子自立支援員の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭、寡婦を対象に相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言など行ったり、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。</li> <li>■具体的にはひとり親家庭の生活上の問題、就業についての相談、養育費、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付等、様々な相談を受けたり、必要な支援につなげていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ひとり親家庭の実状に合った極め細やかな支援を行うため、母子・父子自立支援員は他課との密な連携を取ったり必要な研修を受けて相談体制を更に充実していく。</li> </ul>	継続	セーフティネットコールセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育て課より送付する、児童育成手当及び児童扶養手当の現況届の案内にひとり親相談窓口やセミナーについてのチラシを同封する。</li> <li>■児童扶養手当の現況届提出のため来所したひとり親世帯に対し、世帯の状況や困りごとの有無などを把握するためのアンケートを実施し内容を施策に反映する。</li> <li>■アンケート回答の際、相談希望者はセーフティネットコールセンターの窓口に案内してもらう。</li> <li>■8月の児童扶養手当現況届に合わせ土曜日の臨時相談窓口を開設。今年度は水曜日の夜間は19時まで窓口を開設し、夜の相談の需要を検証する。</li> </ul>
②情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「ひとり親家庭のしおり」を作成し、市役所をはじめ各所に配布し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、必要な情報を必要な世帯に提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■改訂版を作成（不定期）し、情報の更新を図る。また広報やホームページを活用し、常に新しい情報の提供ができるよう、情報収集を行う。</li> </ul>	継続	セーフティネットコールセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「ひとり親家庭のしおり」を関係機関に配布し、必要な世帯が必要な資源につなげられるよう配慮する。</li> <li>■広報やホームページを活用し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、最新の情報を必要な世帯に提供する。</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
③ひとり親支援セミナー	■ひとり親の方々の養育費やライフプラン等、生活に役立つ様々な情報提供の場として専門家によるセミナーを開催する。	■年2～3回、単発又は連続講座として開催する。また年間のセミナー予定を児童扶養手当の現況届のお知らせに同封するなどして、周知を図る。 ■専門家や事業担当者による個別相談会も検討する。	継続	セーフティネットコールセンター	■年2回、タイムリーな課題を題材として取り上げたセミナーを開催し、ひとり親に有益な情報提供の場とする。 ■セミナー予定を児童扶養手当の現況届のお知らせに同封するなどして、周知を図る。 ■専門家や事業担当者による個別相談会も検討する。
④母子・父子自立支援プログラム策定事業	■母子・父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者等の自立を促進するために就労相談を受け、それぞれの状況やニーズ等に応じた自立目標や支援内容について個別の計画書を作成する。 ■ハローワークと連携しながら具体的な就労につなげ、就労開始後も継続的な自立の支援を行う。	■母子・父子自立支援員が受ける様々な相談の中で、対象となり得る人へ積極的にアプローチをしていく。さらに就労支援員やハローワークとも連携を密にし、継続的な支援を行う。	継続	セーフティネットコールセンター	■プログラムの適用を拒否する相談者についても、適用のメリット等を分かりやすく伝えるなど、丁寧に説明を行い、プログラムによる支援につなげていく。 ■引き続き、ハローワークと密に連携し、就労による自立につながるよう、継続的な支援をおこなう。

(3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①母子生活支援施設入所支援	■18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の様々な問題のため十分な養育ができない場合に、母子で入所する児童福祉施設。 ■母子家庭の母からの申請により個々の世帯の実情を鑑み、入所を実施する。 ■入所期間を概ね2年とし自立支援計画を立てる。	■母子関係に問題を抱える深刻な例が増えていることから、施設への入所が必要であると思われる世帯を1日でも早く支援につなげるため、母子・父子自立支援員の相談支援だけでなく、庁内関係各課・各機関と連携を密にしながら支援を行う。 ■入所後は自立支援計画を立て、施設だけでなく庁内関係各課・各機関と連携をし、退所後の地域での生活を見据えた支援を行う。	継続	セーフティネットコールセンター	■母子の生活や子の養育等に不安のあり、施設への入所が必要な世帯へ健康課・子ども家庭支援センターほか、関係機関と連携し、入所に向けたアプローチを行い、個々の状況に応じ、安心して入所を向かえられるよう支援を行う。 ■現在入所中の世帯には、関係機関と連携し、地域での自立に向け包括的な支援を行う。
②母子家庭等自立支援給付金 (教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等)	■【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成する。 ■【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な国家資格を取得するため、養成機関において修業している場合、一定期間経済的支援を行う。 ■【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の案内】 上記高等職業訓練促進給付金を受給する方に対し、東京都社会福祉協議会が実施する「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の案内をおこなう。	■就労相談時に制度の周知を図る。 ■広報・ホームページに掲載中の制度内容について、利用した場合の具体的な流れや、利用状況などの掲載を検討する。 ■ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、一定の条件をクリアすれば、貸付金の償還が免除されるため、相談時には必ず制度の説明を行う。	継続	セーフティネットコールセンター	■相談時に自立支援給付金制度の利用について周知を図る。 ■広報・ホームページに掲載中の制度内容について、利用した場合の具体的な流れや、利用状況などの掲載を検討する。 ■ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、一定の条件をクリアすれば、貸付金の償還が免除されるため、相談時には必ず制度の説明を行う。
③求職活動中の一時保育料の免除	■母子家庭・父子家庭の就労を支援するため、母子・父子自立支援員が証明書を発行し、求職活動中、一時保育を利用する場合の保育料を免除する。	■ひとり親支援を所管しているセーフティネットコールセンターと、一時保育を所管している子ども家庭支援センターとの連携を密にし、積極的に周知を行っていく。	継続	子ども家庭支援センター セーフティネットコールセンター	■従来通り、セーフティネットコールセンターと連携し対応している。 ■就労相談の際、一時保育利用対象となり得るひとり親世帯への周知を徹底する。

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
④母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付	■ひとり親家庭の生活安定と児童の福祉の増進を図るため、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金福祉資金として必要な各種資金の貸付を行う。	■広報・ホームページを活用し制度の周知を図る。 ■自立支援策として積極的な活用をすすめるために、臨時的相談窓口を開設（8月の土曜日）する。	継続	セーフティネットコールセンター	■広報・ホームページ及び、学校の担当教員の会合等を活用し制度の周知を図る。 ■自立支援策として積極的な活用をすすめるために、臨時的相談窓口を開設（8月土曜日及び水曜日の夜間19時まで）する。
⑤離婚直後等のひとり親への住宅支援	■離婚直後のひとり親の世帯、離婚調停中の別居世帯の自立を支援するため、市営住宅の一部を当面の住居として一時的に提供する。（2年以内）	■住居を提供するだけでなく、入居中の生活・子の養育・就労などの諸問題や退去に向けた支援を継続的にを行い、ひとり親家庭としての自立を即していく。	継続	セーフティネットコールセンター	■離婚についての相談者に、支援概要の説明を行う。 ■入居後は、2年後の退去時に世帯が自立した生活が送れるよう、月1回を目安に訪問、面談等を実施し、状況の把握及び必要な助言を実施する。 ■庁内外の関係機関と情報共有を図り、連携して支援を行う。
⑥児童育成手当	■ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童、一定の障害等に該当する20歳未満の児童を扶養している人に児童育成手当を支給。※所得制限限度額あり。 ■児童1人につき、支給月額はや育成手当13,500円、障害手当15,500円。 ■支給時期は6月、10月、2月にそれぞれ4か月分を支給。 ※令和2年3月現在	■東京都児童育成手当に関する条例に基づく東京都の制度であり、都の動向を注視しつつ、より一層適正な支給に努める。	継続	子育て課	■子育て課内の他制度（児童扶養手当、ひとり親医療費助成等）や他課（市民窓口課、セーフティネットコールセンター、障害福祉課）と連携し、申請漏れがないよう努める。 ■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。
⑦児童扶養手当	■ひとり親家庭、それに準ずる家庭で、18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（一定の障害児は20歳未満）を養育している父又は母又は養育者に児童扶養手当を支給。 ■所得に応じて支給額を決める。子ども1人の場合、42,910円～10,120円。子ども2人目10,140円～5,070円、3人目以降1人につき6,080円～3,040円の加算。 ■支給時期は1月、3月、5月、7月、9月、11月の奇数月に前2か月分を支給。 ※令和2年3月現在	■児童扶養手当法による国の制度であり、法改正等に伴う制度改定に速やかに対応する。 ■困難な状況にある場合が多いひとり親等への経済的支援であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。	継続	子育て課	■子育て課内の他制度（育成手当、ひとり親医療費助成等）や他課（市民窓口課、セーフティネットコールセンター、障害福祉課）と連携し、申請漏れがないよう努める。 ■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。
⑧ひとり親家庭医療費助成制度	■18歳に達した日の属する年度の末日（障害のある場合は20歳未満）の児童を監護等しているひとり親家庭等の母または父または養育者で、各種医療保険に加入し所得限度額の範囲内の者にマル親医療証を発行し、該当者、該当児童の受診時に保険診療の一部負担金（の一部）を助成。 ※令和2年3月現在	■ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。 ■東京都の動向を注視し、条例等に基づいた、より一層適正な助成に努め、ひとり親家庭等の保健・福祉の向上を図り、その自立を支援する。	継続	子育て課	■子育て課内の他制度（児童扶養手当や育成手当等）や他課（市民窓口課、セーフティネットコールセンター、障害福祉課）と連携し、申請漏れがないよう努める。 ■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
⑨ひとり親家庭ホームヘルプサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日常生活に著しく支障をきたしているひとり親家庭に、申請に基づき原則月12回以内、軽微な自己負担でホームヘルパーを派遣する。</li> <li>■生活、育児等の支援を行うことで親の就業機会の保持につなげる等、ひとり親家庭の福祉の向上、生活の安定と自立を図る。</li> </ul> ※令和2年3月現在	<ul style="list-style-type: none"> <li>■東京都ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱に基づく制度で補助あり。市も要綱を制定し事業を実施。</li> <li>■支援が必要なひとり親世帯にサービスを提供できるよう事業内容の周知を図り、ヘルパーや事業者等人材確保に努め、支障ない事業遂行に努める。</li> <li>■国、東京都の事業目的や動向を注視し、事業の適正な運用を図る。</li> </ul>	継続	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用希望者がサービスを必要とする状況をしっかりと把握し、サービス提供に努める。</li> <li>■実績報告の内容を考慮し、事業者と利用者の相互理解につながるよう努める。</li> </ul>

(4) 不登校・ひきこもりの子への支援

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①不登校やひきこもりの子の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■不登校やひきこもりの子の居場所として市内に10か所の児童館がある。児童館には、児童厚生員が配置されていて、学校の先生や親など保護者とは違う立場で子どもと接し、見守りや相談相手としての役割を果たしている。</li> <li>■その他、市内の居場所となる施設を周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育委員会や小中学校と連携し、また保護者に対しても、居場所としてのPRを図る。</li> </ul>	継続	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き、児童館が持つ機能をより効果的に発信する方法を検討し、多方面での理解に努める。また、これまでの事例を参考に、他の児童館においても学校や日野市発達・教育支援センター「エール」とさらに連携を図る。</li> <li>■様々な会議等の機会を通じて、児童館を利用している不登校の子について関係機関と情報共有を図る。</li> <li>■児童が職員とのつながりを保ち継続して児童館を利用できるよう、職員は児童に常に声をかけ、児童にとって居心地の良い居場所づくりを行う。</li> </ul>
②長期間の欠席状況にある子どもたちの教室「わかば教室」	<ul style="list-style-type: none"> <li>■長期間の欠席状況にある児童・生徒が通室している「わかば教室」では、社会的自立の醸成並びに学習及び学校復帰等の支援に重点を置いている。</li> <li>■児童・生徒の学校生活における精神的な悩み、人間関係での不安、長期間の欠席状況にある・登校しづりなど環境や学習等の問題に関する相談や支援、健全育成に関する調査並びに資料提供や助言を行っている。</li> <li>■eラーニングシステム「アクティブラーニング[日野版]」を導入し、通室生の個に応じた学習支援をICT活用教育推進室と協力して実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■長期間の欠席状況にある子どもを対象に、学ぶ意欲と基礎・基本の定着を図り、社会的自立の醸成並びに学校復帰を目指す。各関係機関との連携を密にし、一人ひとりへの個に応じた対応の体制を作っていく。</li> </ul>	継続	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■長期間の欠席状況にある児童・生徒に対する学習支援としてeラーニングを実施する。</li> <li>■出席状況調査の集計、分析及び集計結果の情報提供により、関係機関と情報を共有し連携を図るとともに、児童・生徒への登校の援助を図る。</li> </ul>
③学校登校支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日野サンライズプロジェクト※の趣旨に則り長期欠席状況にある児童・生徒の学校復帰を目指す支援を行う。</li> <li>■各小中学校より教育センターに月毎に報告される「出席状況調査(児童・生徒の出・欠席の状況調査)」の集約・分析を通して対応策を検討する。</li> <li>■小・中学校訪問(対応策相談・助言・ケース会議への参加。)</li> <li>■児童・生徒の育成に係る関係機関との連携を進める。(日野市「わかば教室」、日野市発達・教育支援センター「エール」、子ども家庭支援センター等)</li> <li>■その他、必要に応じて長期欠席状況にある児童・生徒の支援につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各小中学校に日野サンライズプロジェクト※の周知を図り、長期間欠席状況にある児童・生徒の出現を未然に防ぐ取組みを行う。</li> <li>■出席状況調査の分析を深め対応策の向上を図る。</li> <li>■長期間欠席状況にある児童・生徒の学校復帰を図るための支援策として各関係機関との連携を更に進めていくとともに、各学校に登校支援のためのケース会議開催を積極的に進めていく。</li> </ul>	継続	発達・教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■不登校児童・生徒を中心に、エールにおける相談状況について、教育センターや子ども家庭支援センターと定期的に連携、情報共有を図る。また、不登校児童・生徒の状況把握と改善に向けた対応策の検討を行い、学校と一緒に支援を実施する。</li> </ul>
				教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各学校から毎月報告される出席状況調査を集約し、分析する。</li> <li>■教員の生活指導主任研修会等の際に、分析結果を情報提供し、対応策を助言する。</li> <li>■関係機関、特にスクールソーシャルワーカーと連携し、長期間の欠席状況にある児童・生徒の対応に関する情報を共有する。</li> </ul>
				子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校や発達教育支援課SSWや教育センターと連携して、不登校児童及びその世帯を支援していく。</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
④ スクールソーシャルワーカー (SSW)	■東京都のスクールソーシャルワーカー活用事業(補助率1/2)を活用し、不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上課題を抱える児童生徒及びその家庭に対し、学校からの依頼により、スクールソーシャルワーカー(SSW)を派遣し必要な支援を行う。	■SSWは、社会福祉等の専門的知識等を有し、関係機関等と連携して児童・生徒が置かれた環境への働きかけを行い、児童・生徒の教育・生活環境の改善を図るもので、現在社会的ニーズが高まっている。 ■平成26年度からSSWの配置を開始したが、学校からの需要が高い。このため、必要とするSSWの配置を行い、適切な支援ができる体制を整えていく。	拡充	発達・教育支援課	■スクールソーシャルワーカーの配置体制については、任期付職員週5日3名+週4日1名+正職1名とし、体制の充実を図る。昨年度に続き学校担当制とすることで、学校とより密な関係を結べる形とする。 ■スクールソーシャルワーカーの介入により、不登校等の生活指導上の課題や養育環境の改善を図る。また、関係機関との連携による学校の支援体制の充実と教職員の生活指導における資質向上を図る。

### 方針3) 心と体の健やかな成長を支える環境づくり

#### (1) 心の健康を守る支援の充実

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
① 保育園巡回相談	■臨床心理士、言語聴覚士等による定期的な巡回により発達に関する相談を保育者に対し行う。 ■発達に心配のある保護者への個別相談も実施。 ■各保育園の巡回回数：年3回。	■エール(日野市発達・教育支援センター)の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	継続	発達・教育支援課	■市立保育園10園、民間保育園31園、認証保育所9か所を対象に年3回巡回し、発達について保育者へのアドバイスを実施。 ■保護者のニーズに合わせて適宜個別相談の実施。
② 幼稚園巡回相談	■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を教諭に対し行う。 ■各幼稚園の巡回回数：年3回。	■エール(日野市発達・教育支援センター)の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	継続	発達・教育支援課	■市立幼稚園4園、民間幼稚園10園を対象に年3回巡回し、発達について教諭へのアドバイスを実施。
③ 学童クラブ巡回相談	■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を指導員に対し行う。 ■各学童クラブの巡回回数：年2回。	■エール(日野市発達・教育支援センター)の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	継続	発達・教育支援課	■市内学童クラブ28か所を対象に年2回巡回し、発達について指導員へのアドバイスを実施。
④ エール学校派遣心理士	■市スクールカウンセラー(小学校配置)を、エールの相談事業との一体化を図るためエール学校派遣心理士へ変更 ■エール相談者の学校での状況観察、発達面の評価等を行う。	■学校とエール(日野市発達・教育支援センター)が連携し、子どもを見守る体制をさらに強化する。	継続	発達・教育支援課	■公立小学校に加え、公立中学校5校にも心理士を派遣し、校内で生徒や保護者の相談を行うことで、市内の相談体制の充実を図る。 ■エールに相談内容を集約することで、学校とエールの相談の連携をスムーズにし、児童・生徒に対してより適切なサポートを検討できるようにする。
⑤ スクールカウンセラー	■全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、保護者・児童・生徒・職員からの相談業務の充実を図る。	■東京都配置によるスクールカウンセラーと、エール(日野市発達・教育支援センター)の配置するエール学校派遣心理士との連携を図り、多様な相談内容に対応できる相談体制を目指す。	継続	学校課	■市内小中学校全校への配置を継続する。 ■市SC、都SCおよび関連する相談機関との連携を充実させる。

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
⑥ 保育カウンセラー	■保育カウンセラーを市立幼稚園及び希望する私立幼稚園に派遣をし、保育者・保護者に対し、支援を必要とする幼児に関するアドバイスをするとともに子育てに不安を抱える保護者へのカウンセリングを行なう。	■地域の保護者への子育て支援と同時に、保育者の研修にもなり、専門的な視点からのアドバイスが、子どもの良き成長へとつながっている。継続して保育カウンセラー事業に取り組んでいく。	継続	学校課	市立幼稚園及び私立幼稚園の一部に保育カウンセラーを配置し、保護者への子育て支援や保育者へのアドバイスをやっていく。

(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
① 専門指導事業	■言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、心理士等による社会性を身につけるためのグルフトレーニングを実施。	■個別指導、グループ指導ともに質の統一、向上化を図る。 ■指導卒業後の保育園、幼稚園、教育機関との連携を図っていく。	継続	発達・教育支援課	■初期療育グループ：これまでのグループに加え、少人数でじっくり課題に取り組むグループを新設。 ■各指導の評価の在り方や、子どもの見立ての仕方を共有し、各専門職の質を上げる。 ■エール指導の内容が、子どもの日常の場である所属先で活用できるよう、かしのきシートや評価表を活用し、職員との連携を図る。
② 幼児グループ事業	■お子さんの発達の経過を確認する親子の遊びのグループ。 ■年齢別に2グループ実施。(1歳6か月以降のグループ・2歳以降のグループ)	■お子さんの発達の経過観察、親同士がつながりをもてる場を設定し、幼児期の支援の場とする。	継続	発達・教育支援課	■1歳7か月～2歳過ぎと2歳児の年齢別のグループを実施し、お子さんの発達の経過観察、保護者同士がつながりを持てる場としている。
③ 児童発達支援事業	■保育所等訪問支援(通園事業で療育を実施している職員が保育園等を訪問し、障害児に対し、集団生活への適応のための専門的支援を行う)を開始 ■通園事業きぼう ・3歳児クラス ・4～5歳児クラス 週5日 ・午後クラス(保育園・幼稚園と併行通園) 月2回 ■児童福祉法に基づく児童発達支援センターに変更(令和2年10月より予定)	■児童発達支援センター開設に向けて、保育所等訪問支援を開始し、地域の障害児、その家族、関係機関に対する支援を行い、障害児の中核的支援機関としての機能を果たしていく。	継続	発達・教育支援課	■昨年度10月に開始した保育所等訪問支援を継続し、確立させていく。関係機関と連携を取りながら、地域の障害児、その家族に対する支援を行う。 ■多様化とともに、部分的増加傾向がある保護者のニーズを考慮し、クラス設定や療育日数等に反映させていく。また、関係機関、保健師、就学相談担当、専門指導員等と連携をとりながら、相談や支援を行う。 ■児童福祉法に基づく児童発達支援センターに変更(令和2年10月より予定)に向けて準備し、給食を開始する。
④ 発達支援関係機関連携協議会	■子育て支援関係機関により協議会を構成し発達面や行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども及び子どもの育ちについて不安のある家族を総合的に支援するもの。	■年1回協議会(全体会議)を開催し、左記協議会の設置要綱に定められた「テーマ別会議」「個別ケース会議」を必要に応じて開催し、子どもの発達に関する諸問題の解決に向け協議を実施していく。	継続	発達・教育支援課	■例年7月に開催する第1回の協議会については、書面開催にて実施する。委員からは発達支援についての意見および提案の提出で協議に参加を求める。

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
⑤特別支援教育の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特別な支援を必要とする児童・生徒にとって良い環境・良い指導は、全ての子どもたちにとって良い環境・良い指導であるという「ユニバーサルデザイン」の視点に立った、ひのスタンダードの取り組みを更に推進し、小・中学校の特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍している児童・生徒への積極的な教育支援を行う。</li> <li>■第5次特別支援教育推進計画（計画期間：令和2～4年度）に基づき、特別支援教育の推進のため、具体的な施策を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特別支援教育に関わる各種施策を推進する。特に、第5次特別支援教育推進計画に掲げている下記の具体的な施策を推進する。</li> <li>■「かしのきシート」による支援情報の共有と内容の充実</li> <li>■教員の理解並びに指導力向上に向けた取り組みの推進</li> <li>■ひのスタンダードの実践及び見直し</li> <li>■特別支援教室（ステップ教室）における特別支援教育推進体制の推進</li> </ul>	継続	発達・教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き文部科学省委託事業を受託し、指導方法の体系化と方法論を研究して、教員の指導力向上を図る。</li> <li>■特別支援教室（ステップ教室）について、全校へ導入が完了しているため、児童・生徒への指導・支援等事業の充実を図る。</li> <li>■市内小・中学校全校にリソースルームが導入は完了しているため、リソースルームでの児童・生徒に対する指導・支援の充実を図る。</li> </ul>
⑥個別支援シート 「かしのきシート」	<ul style="list-style-type: none"> <li>■発達に支援を必要とする子どもが0歳から18歳までライフステージを通じて切れ目なく継続的な支援が受けられることを目的に『かしのきシート』を作成する。保護者と子どもとの支援に関わる機関が連携協力することにより子どもの健やかな育ちの一助にしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■シート運用の安定化を図る。また、システム導入により円滑な連携を目指す。</li> <li>■シートが効果的に活用されるように、シートの中身を充実させていく。</li> </ul>	継続	発達・教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■シートの作成に用いる発達・教育支援システムの更新を行うため、更新後の運用の安定化に努める。</li> <li>■シート記載の内容の充実のため、優良な内容のシート事例の収集を図る。</li> </ul>
⑦少年学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害のある子どもたちの様々な社会参加や市民との交流をさらに増やしていくため、本事業で子どもたちの生活に即したコミュニケーションを体験できる機会を提供していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者・ボランティアが中心となっている事業成果等を幅広く広報していくことで、多くの市民に実行委員会が企画する事業に参加してもらい、市内の学び、学び合い、相互の理解を深める交流等を促進する。</li> </ul>	継続	中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公民館委託事業として特別支援教育を受けている市内在住の小・中学校に通う子どもたちを対象に、日野市少年学級事業を実施する。参加した小・中学生が交流を深め、様々な活動や実体験をおとし、地域の中でいろいろな人たちと関わりが持てるような場を提供する。</li> <li>■年間をととして、月1回の定例会及びリトミック教室などの分科会を開催する。</li> </ul>
⑧みんなの遊・友 ランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害のある子もいない子も一緒に遊び、笑顔で声かけできるようにふれあいの場をつくることを目的としたイベント。</li> <li>■子どもたちが一緒に遊び、楽しい時間を共有することでお互いを知り、助け合うきっかけづくりを行っている。</li> <li>■ボランティアスタッフ（地域の大人・学生）が障害のある子と接することを通して、障害への理解を深めるとともに、いろいろな人達と触れ合うことで、地域活動への関心を高める。</li> <li>■青少年委員が運営を行い、特別支援学校や日野市少年学級親の会、日野市社会福祉協議会、市内大学等に協力をいただいている。</li> <li>■事業開始：平成4年2月。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害の有無にかかわらず、様々な人が交流する貴重な場となっているので、今後も継続し、相互理解を深めるとともに、ノーマライゼーションを啓発する。</li> </ul>	継続	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き、健常児と障がい児がより一層交流できるよう、ともに過ごしやすいイベントとなるよう、関係団体と連携を取りながら、内容・環境整備について、検討を重ねていく。</li> <li>■ボランティアスタッフが障がいへの理解を深めるため、協力団体教員による事前研修会やレクチャーを行う。</li> <li>■事後ボランティア交流会を後日ではなくイベント当日に行い、ボランティアの日数追加による負担を軽減する。</li> </ul>

### (3) 食育事業などの充実

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
-----	----	------------------------	--------------	-----	------------

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公募市民と有識者で構成される日野市食育推進会議を設置し、食育計画の進捗具合を評価・検証する。</li> <li>■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日野市食育推進会議による食育計画の進捗具合の評価・検証を継続していく。(第4期食育推進計画を令和4年度改定予定)</li> <li>■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。</li> </ul>	継続	健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日野市食育推進会議による食育計画の進捗具合の評価・検証を行う。</li> <li>■最終評価のためのアンケートを実施する。</li> </ul>
②乳幼児及びその家族への食育推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■離乳食の不安を低減させるため、子どもを持ったばかりの保護者に対する食育の場として「離乳食教室」を実施。参加者同士の交流の場として機能させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食生活や健康に対する意識の高い乳幼児の保護者に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。</li> </ul>	継続	健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食生活や健康に対する意識の高い乳幼児の保護者に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけになるよう、オンラインにて講座を実施する。</li> </ul>
③保育園における食育推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の一環として食育を位置づけ、各保育園の創意工夫のもと計画的に食育を推進する。</li> <li>■調理保育や収穫体験、給食で日野産農産物を利用することで、食への関心を持ち、食の大切さを知る活動を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日野市食育推進計画に基づき、朝食の大切さをはじめ、食に関する情報を懇談会やおたより、インターネット等を用いて発信し、保護者や地域家庭の食生活や食育の充実を支援していく。</li> <li>■「保育園食育年間計画」に基づき、保育園の給食を通して、園児や保護者へ食育を実施していく。</li> </ul>	継続	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日野市食育推進計画に基づき、食事の大切さを市民の方に指導していく。</li> <li>①子ども家庭支援センターでの講演を2回実施する。子育て広場栄養講座を実施する。インターネット等のメディアを使い給食情報を家庭に発信する。</li> <li>②こどもまつり、地域交流事業に参加する。</li> <li>③朝食を食べてきたかを確認する「朝食カード」を利用したり、5歳児おにぎり作り、保護者会やおたよりなどの情報発信等で、朝食欠食率0を目指す。</li> <li>④地域のネットワークのため民間栄養士と会議を実施する。</li> <li>⑤年々増加傾向にあるアレルギー児に安全な給食を提供する。</li> </ul>
④学校での食育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■安全で楽しくおいしい給食をより一層推進するとともに、大地や自然の恵みを大切に、日野市食育推進計画の遂行を図る。</li> <li>■学校給食での地場産野菜の利用率の向上を図る。</li> <li>■農業体験や食材についての指導。</li> <li>■食スマナーに関する指導。</li> <li>■バランスのとれた食事の仕方などの指導。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日野市みんなですすめる食育計画に基づき事業を実施していく。</li> <li>■給食に日野産野菜をより多く使用するなど食育に関係するいろいろな機会を通して生徒・保護者へ、食や健康情報を見える形、わかりやすい形で発信し、検証していく。</li> <li>■朝食の欠食割合を改善するための情報提供等も実施していく。</li> </ul>	継続	学校課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各学校において特色ある食育活動が実施されているなか、給食を生きた教材として活用し、自分の身体に必要な食事の摂り方を勉強する「カフェテリア給食」を一部の学校で実施している。健全な食生活を実践する基礎となる力を育むためにも全校での取り組みとなるよう拡大を図っていく。</li> <li>■保護者に食に関する興味や関心を持ってもらえるような情報発信を行い、保護者への食育につながる取り組みを行う。</li> </ul>
⑤学童クラブ・児童館での食育事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内10児童館の事業として食育事業を展開しており、子どもが自分ひとりでもできる比較的簡単なランチづくりを行うほか、もちつきや焼き芋等の季節行事や日本の伝統的行事を通して食文化を学んでいる。</li> <li>■学童クラブでは、カレーづくり等の調理体験を行い、作る側を経験することで調理の仕方や楽しさを知る場を設けている。</li> <li>■地元農家の協力のもと、芋掘り等の収穫体験をすることで生産者の立場や食材の大切さを学ぶだけでなく、食に対する感謝の気持ちも学ぶ機会を設けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童館では、食事をつくる力を身につけ、食へることの大切さや共に食べる喜び、食に対する感謝の気持ちを育むことができるような食育事業を継続して行っていく。</li> <li>■「もちつき」や「やきいも」などの実施により伝統行事や季節行事の大切さを次世代へつなぐ体験の場とする。</li> <li>■学童クラブでは、調理体験により、つくる喜びや調理への興味を引き出していく。</li> <li>■調理体験行事を通じ子ども・保護者・学童クラブ職員の交流を図り、子どもの成長の一助としていく。</li> <li>■食材の大切さや食に対する感謝の気持ちを育む機会として、作物の収穫体験行事についても引き続き行う。</li> </ul>	継続	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き、市内すべての児童館で「地産地消の推奨」と「食品ロスの軽減」を、継続して取り組む共通課題とし、多くの利用者が参加できるように、目的や方法について検証し見直ししながら食育事業を実施していく。</li> <li>■学童クラブでは、各施設の様々な状況を踏まえ、実施可能な調理活動や収穫体験等の食育行事に、継続して取り組む。</li> <li>■新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルを作成し、感染拡大の防止等を図りながら調理活動を行う。</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
-----	----	------------------------	--------------	-----	------------

(4) 母子保健と医療体制の充実

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①救急医療体制の充実	■救急専従医師の確保、救急車不応需ゼロ、救急室の設備改修など、市民生活に直結した救急医療の維持・継続に努めるとともに、一層の充実を図る。	■全日小児科医当直体制及び24時間365日不応需のない救急車受け入れ体制の堅持。	継続	市立病院	■救急車受入台数4,000台以上 ■常勤救急科医3名体制の維持 ■小児科医による24時間365日救急体制の維持
②二次救急診療体制の充実（地域密着型の中核病院機能の発揮）	■南多摩医療圏において、一次医療を担う小児科クリニックが充実し、近隣に二次医療機関が多数存在する状況において、市立病院が果たすべき役割を十分認識し、日野市が子育てに安心を与える地域であり続けるために、更なる小児科の充実に向けていく。	■地域のクリニック及び東京都立小児総合医療センターとの連携強化。 ■分娩に伴う小児科医師や助産師とのチーム医療による新生児医療体制の堅持。	継続	市立病院	■地域医療連携室を中心とした地域クリニック等との更なる連携推進（紹介・逆紹介率の向上） ■分娩件数の増加 ■常勤産婦人科医3名以上体制の堅持
③新生児聴覚検査	■妊娠の届け出をされた方に、出産後、都内医療機関で利用できる新生児聴覚検査受診票を交付する。新生児聴覚検査の際に使用することで、上限額まで公費負担をする。 ■受診票を使用できない都外医療機関等での受診については、申請に基づき助成金を交付している。	新生児聴覚検査の受診を促進するとともに検査結果が要精密検査であった場合の児及び家族に対する支援を実施する。	新規	健康課	・妊娠の届け出をされた方に、出産後、都内医療機関で利用できる新生児聴覚検査受診票を交付する。新生児聴覚検査の際に使用することで、上限額まで公費負担をする。 ・受診票を使用できない都外医療機関等での受診については、申請に基づき助成金を交付している。 ・聴覚障害の早期発見・早期支援につなげる。

方針4) 「すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」の設置

(仮称) 子ども包括支援センターの設置

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①(仮称)子ども包括支援センターの設置	■子育てを支援する総合相談窓口機能の整備 ■児童虐待への対応と防止対策の強化 ■保健・福祉と教育の情報・意識共有と連携の強化 ■義務教育終了後（高等学校との連携等）の継続した支援 ■子育て支援資源の育成と協働体制の構築	■すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点である(仮称)子ども包括支援センターの早期設置を目指し、各事業や支援策の内容を検討するとともに、実現に必要な場所の確保と組織改編を実施する。	新規	子ども家庭支援センター	■基本計画を策定し、企画経営課等と協力しながら設置場所の早期建設に向け動くとともに、既存機能の統合のための移転の準備を進める。
				健康課	■関係機関と連携し、(仮称)子ども包括支援センターの基本計画を策定する。
				発達・教育支援課	■特別支援教育の推進の観点から包括支援センターと連携について設置検討に加わる。またSSWが包括支援センターと併任できるよう、計画のなかで整理をしていく。
				子育て課	■様々な関係機関と引き続き連携を図り、情報や意識を共有していく。

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
<b>基本目標Ⅲ 共に生き、互いに育てあうまち</b>					
<b>方針1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり</b>					
<b>(1) 子育て支援の強化に向けた市民活動(NPOなど)の支援</b>					
事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①市民活動(NPOなど)の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多世代、守備範囲の異なる市民(団体)が、交流することで生まれる地域内での自主的な連携の促進を目指し、地域懇談会を開催する。</li> <li>■市民活動の財源確保のための支援。(助成金の情報提供、時代にあった形での補助制度の実施)</li> <li>■子育て支援活動団体などによる地区センターといったコミュニティ施設の活用促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊産婦から中高生まで、段階に応じた子育てサービスが、地域性を踏まえて地域内で円滑に展開されていく地域づくりを目指す。</li> </ul>	継続	地域協働課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域懇談会への小中学生の参加を促す。</li> <li>■子育て支援団体の財政的支援(市民活動支援補助金)</li> </ul>
②ひの市民活動支援センター設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ひの市民活動支援センターの運営を通じて、子育て支援活動団体の立ち上げ支援、既存団体の活動の充実支援、市民活動団体間の連携促進などを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ひの市民活動ネットワークとの協働により、市民の力を引き出し、地域課題の解決に取り組む。</li> </ul>	継続	地域協働課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■三沢中「ちょこポ」における連携により、中学生の地域活動参加を促す。</li> <li>■「まち活」にて、市民の子育て支援団体への活動を促す。</li> </ul>
<b>(2) 地域で推進する子どもの健全育成</b>					
事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①民生委員・児童委員 (主任児童委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童福祉法に基づき、民生委員が児童委員を兼ねており、それぞれ担当地域をもって活動している。</li> <li>■更に、区域を担当する児童委員に加え、児童を専門に扱う主任児童委員を設置し、10名の主任児童委員が中学校区域ごとに活動している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童委員は担当地域内の児童、妊産婦、ひとり親家庭等の福祉に関する相談に応じ、指導または適切な関係機関へつなぐ。また、児童の健全育成や母子の福祉推進のため、地域活動に協力する。</li> <li>■主任児童委員は、担当地域の児童委員と関係機関との連携・調整を行う。児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等との連携を密接にし、児童や子育て世帯を取り巻く環境等について、児童委員と連携して状況把握を行う。</li> </ul>	継続	福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童委員活動PR実施</li> <li>■子どもに関する相談・支援実施</li> <li>■赤ちゃん訪問実施</li> <li>■各関係機関との連携強化</li> <li>■コロナ影響下での地域見守り</li> </ul>
②子ども会などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内子ども会に対して、子どもの人数に応じて補助金を交付している。(令和元年現在59団体)</li> <li>■子ども会活動を支援するためにプレイワーカー派遣制度があり、子ども会からの要請に応じて、レクリエーション等の提供を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■支援(補助金・人材・活動場所)を継続し、子ども会活動の活性化を目指す。</li> </ul>	継続	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き子ども会に対して補助金を交付する</li> <li>■子ども会補助金の周知及びボランティアリーダー派遣のさらなる拡充</li> <li>■子ども会に対するアンケート調査の内容検討</li> <li>■補助金書式の簡略化</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
③地区青少年育成会の活動	<p>■中学校地区（8地区）ごとに組織され、家庭、学校、地域の諸団体との連絡調整や地域の中で行事やイベントなどを開催することで子どもたちに様々な体験・経験の機会を提供している。</p> <p>■8地区で構成されている連合会においては、情報交換や研修会などを実施している。</p> <p>■【経過】 昭和39年7月日野市青少年問題協議会地区委員会として発足。 平成2年4月から日野市地区青少年育成会となる。 平成18年4月より日野市青少年育成会連合会を発足。</p>	<p>■より多くの地域の中の子どもたちが様々な体験・経験ができるよう、中学校地区（8地区）ごとのイベントや企画を市としても引き続きバックアップしていく。</p> <p>■各地区育成会及び連合会の活動が安定的かつ継続的に実施できるよう普及啓発に努めていく。</p>	継続	子育て課	<p>■各地区育成会において、伝統的なイベントを継続していく。引き続き、青少年育成に努める。</p> <p>■育成会連合会において多文化理解をテーマとした研修を実施し、更なる多文化理解を地域において進める。</p>
④青少年委員の活動	<p>■青少年の健全育成及び青少年教育の振興を図るため、各中学校区2名、計16名の青少年委員を委嘱している。（任期2年）</p> <p>■「みんなの遊・友ランド」の運営やジュニアリーダー講習会をはじめとした市事業への協力を行っている。</p> <p>■委員の個人活動として、それぞれの地域で、地区育成会活動、児童館ボランティア、小中学校・特別支援学校のサポート等を行っており、毎月の定例会において、委員間・地区間の情報を交換・共有している。</p> <p>■青少年委員制度として昭和35年発足。</p>	<p>■会の活動・個人活動を通して地域の青少年と関わり、各委員の得意分野・スキルを生かした様々な角度からの青少年育成に努める。</p> <p>■各委員の地域のネットワークを活用して、助け合うことの大切さ、いろいろな人達と触れ合うことの楽しさを感じてもらい、青少年を地域でのボランティア活動に誘引する。</p> <p>■地域と行政のパイプ役として、青少年関係団体・大学等と連携を取りながら、子どもたち・地域のために何かしたい人と子どもたち・地域のために活動している人をつなぎ、活動を支援していく。</p>	継続	子育て課	<p>■引き続き地域と行政のパイプ役として、青少年関係団体・大学等と連携を取りながら、子どもたち・地域のために何かしたい人と子どもたち・地域のために活動している人をつなぎ、活動を支援していく。</p> <p>■ジュニアリーダー部会を中心に、青少年委員全員にジュニアリーダー講習会へ積極的に参加していただけるよう情報発信をしていき、リーダーと青少年委員の関係をより強化していく。</p>
⑤青少年問題協議会	<p>■青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議、関係団体相互の連絡・調整を行う機関。</p> <p>■H28年度より条例の枠組みは残し、協議会の定期的な開催は一旦中止。各個別協議会の進捗状況等を見ながら必要に応じて開催を検討していく。</p>	<p>■青少年を取り巻く現状と課題や各個別協議会の進捗状況等について引き続き注視し、時代に即した協議会のあり方を検討していく。</p>	継続	子育て課	<p>平成28年度より条例の枠組みは残し、協議会の開催は一旦中止している。各個別協議会等の進捗状況等を見ながら必要に応じて開催を検討する。令和元年度からは経常経費として当初予算には計上せず、必要な場合に増額補正という対応をしている。</p>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
⑥子ども・子育て支援会議	<p>■子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく。平成25年10月に発足。</p> <p>■委員構成委員20人以内</p> <p>①子どもの保護者。</p> <p>②地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者。</p> <p>③市内の民間企業の事業主を代表する者。</p> <p>④市内の民間企業の労働者を代表する者。</p> <p>⑤子ども・子育て支援に関する事業に従事する者。</p> <p>⑥子ども・子育て支援に関し学識経験のある者。</p> <p>⑦関係行政機関の職員。</p> <p>⑧その他市長が必要と認める者。</p> <p>■所掌事務</p> <p>①特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関すること。</p> <p>②特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関すること。</p> <p>③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。（第2期日野市子ども・子育て支援事業計画）</p> <p>④子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること。</p>	<p>■幅広い委員構成であるため、それぞれの委員の立場からの現場の声を傾聴し、次期計画の策定案を構築する。</p> <p>■「子育てしたいまち、しやすいまち日野」の実現に向けて、計画の検証、評価を行い市の施策に反映していく。</p>	継続	子育て課	<p>■開催スケジュール（予定）</p> <p>第1回 令和2年7月30日</p> <p>第2回 令和2年10月1日</p> <p>第3回 令和2年11月19日</p> <p>第4回 令和3年1月28日</p> <p>第5回 令和3年2月25日（予備日）</p> <p>■主な取り組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度の実績と令和2年度の取り組み管理</li> <li>・特定教育・保育施設の利用定員の設定</li> <li>・特定地域型保育事業の利用定員の設定</li> <li>・その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項</li> </ul>
⑦手をつなごう・こどもまつり	<p>■日頃から子どもに関わっている諸団体（青少年育成団体・市民団体・行政機関・児童館など）が実行委員会を組織し10月の日曜日に日野中央公園・市民プラザにて実施。親子で楽しめるイベントを多数用意し、子どもが日頃の成果を発表できるステージも設置。子どもに関わっている諸団体がこのイベントを通じ交流を深めている。</p> <p>■【経過】</p> <p>平成3年度日野市青少年育成市民交流集會発足。</p> <p>平成6年度「WAIWAIワールド～じどうかんまつり～」を実施。</p> <p>平成7年度「浅川で手をつなごう」実施。</p> <p>平成15年度万願寺中央公園に場所を移し「手をつなごう」実施。</p> <p>平成22年度「手をつなごう・こどもまつり」として開始。</p>	<p>■日頃から子どもたちの育成のために活動している市内の様々な団体や機関、市民が交流・連携・協働し、より大きな人の輪をつくり、子どもたちのより健やかな育ちを支えていくためのきっかけづくりの場とする。</p> <p>■子どもたちの主体的な活動を通じた自己実現の場として確保し、「ともに創りあげる喜び」を分かち合い「自分を大切にし、また他者を思いやり尊重する心」を涵養するための場とする。</p> <p>■このイベントを通して子どもに関わっている諸団体の交流を深め、日常の活動でも協力関係が築けるよう促していく。</p>	継続	子育て課	<p>■引き続き、日頃から子どもに関わっている団体により実行委員会を立ち上げ、イベントを通して交流を深めるとともに、子どもが日頃の成果を発表できる場とする。</p>
(3) 地域と学校の連携					
事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①コミュニティ・スクール運営事業	■地域・保護者が学校運営の当事者となり、共通の目標をもって教育活動を展開できるよう、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を全小中学校に設置する。	■学校運営協議の設置が任意設置から努力義務化されたことに伴い、全校設置に向け、学校や地域の意向を尊重しながら検討を進めていく。	拡充	学校課	■コミュニティ・スクールの設置が努力義務となり、学校評議員制度からの移行について検討する。
②ホームページでの学校情報提供	■ICT活用教育の推進策のひとつとして、「学校Webサイトによる見える学校づくり」を掲げ、市内の全小中学校各校の特色ある取り組みをホームページで公開している。	■各学校が、それぞれのオリジナリティを出して、保護者や地域の方だけでなく、広くそれぞれの取り組みや活動を発信し、見える学校づくりを推進していく。	継続	学校課	■学校Webサイトを活用して、学校の様子を定期的に情報発信し、見える学校づくりを推進していく。
③学校地域支援本部	■地域の人々が学校運営を支援する「学校支援地域本部」の設置を支援し、地域全体で子どもたちを育む環境を整備する。 ■学校の依頼と地域のボランティアをつなぐ役割のコーディネーターを各校に配置している。 ■支援内容としては「学習支援」「環境整備」「登下校の見守り」「行事の支援」、「放課後の学習支援（一部の小・中学校）」などを実施。	■市内小学校ごとに地域支援本部を設置し、学校と地域の連携体制の構築や制度の周知を図る。 ■放課後の学習支援については、学校や地域の特性に応じ実施校の拡大を図る。	継続	生涯学習課	■引き続き、地域全体で子供たちの成長や学びを支える取り組みを学校と連携しながら実施する。放課後の学習支援については小学校2校（夢が丘小・日野第三小）での実施の拡充を行う。
④地域の人材を活用した教育の充実（外部指導員など）	■「ひの21世紀みらい塾」として、特技を活かして教えたいという市民講師や、市職員を派遣・紹介し、市民の学び合いを支援する。	■生涯学習推進基本構想・基本計画をもとに、より効果的な市民の学び合いができるよう検討していく。	継続	生涯学習課	■引き続き、市民の学び合いの支援を行う。ホームページ、広報等を使い、事業の周知や活用促進を図る。

## 方針2) 安心して子育てができる 安全なまちづくり

### (1) 安全、安心なまちづくりの推進

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①通学路など登下校の安全確保	■日野市通学路交通安全プログラムに基づき、警察、道路管理者、学校、PTA、教育委員会による通学路の合同点検をPDCサイクルにより行っていく。 ■小学校の通学路に防犯カメラを設置し、防犯効果を高める。 ■児童またはPTAが地域を見回り、自ら危険箇所を見つけ、安全マップを作成し配布する。	■日野市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の合同点検を実施していく。 ■全小学校の通学路に設置した防犯カメラの効果を検証するとともに、登下校の安全確保に必要な箇所への設置を検討する。 ■学校、家庭、地域が一体となり、安全マップを毎年更新し、充実を図る。	継続	学校課	■一小、三小、四小、七小、東光寺小、仲田小の合同点検を実施する。 ■防犯カメラは合計90台の設置を行い、必要十分な台数を設置したため、今後は維持管理に専念する。 ■学校、家庭、地域が一体となり、安全マップの更新、充実を図る。
②学校防犯カメラ	■学校等敷地内への不審者対策として、児童生徒等の安全を確保するため、門または昇降口の付近にカメラを設置し、施設内への立ち入りを撮影及び確認するもの。全小中学校設置。	■学校等の敷地内における児童生徒等の安全を確保するため、不審者等の敷地内への立ち入りを今後も防犯カメラにて常時確認していく。	継続	庶務課	■児童生徒の安全を確保するため、防犯カメラの適正な運用とシステムの保守管理に努める。

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
③スクールガードボランティア	<p>■子どもの安全や地域の安心確保のためには、保護者や地域の人たちによる“見守り”が大変重要なことから、「ウォーキングやジョギングをしながら、通学路をパトロールする。」「買い物時間を下校時間に合わせ、通学路を通ってみる。」「散歩のコースを通学路にして、登下校時に子どもたちと歩く。」など、ひとりでも多くの大人が、自分のできる範囲で、無理なく長期的に子どもたちを見守っていただくボランティアのこと。</p> <p>■小学校ごとに登録していただき、登録後「スクールガードボランティア」の腕章・笛・ボランティア証・ベスト・帽子・横断旗を貸し出している。</p>	<p>■市内の小学校全校でボランティアが活動している。登録者も年々増加しており子どもたちや地域の防犯、安全に寄与しているため、さらなる拡がりを見せるような事業展開を行っている。</p>	継続	庶務課	<p>■新たな登録者の獲得のため、独自の活動として見守りを行っている団体と連携し調整を図っていく。</p>
④セーフティ教室の実施	<p>■小学校、中学校全校でセーフティ教室を関係機関の方を講師に招いて開催している。</p> <p>■保護者や地域も参加した形式での充実を図っていく。</p>	<p>■非行防止・犯罪の未然防止を目的として、警察等関係機関と連携して、小・中学校で年1～2回実施。保護者、地域の方との意見交換会を実施している。</p> <p>■今後も、地域、関係機関と連携して小中学校全校でセーフティ教室を実施し、健全育成の充実を図る。</p>	継続	学校課	<p>■今後も、地域、関係機関と連携して小中学校全校でセーフティ教室を実施し、健全育成の充実を図る。</p>
⑤災害発生などメール配信サービス	<p>■あらかじめ登録していただいた携帯電話やパソコンのメールアドレスに、災害発生等の情報を配信するサービス。学校や幼稚園、学童クラブからの情報も受け取れる。</p> <p>■提供する情報は、①学校・幼稚園生活情報及び学童クラブ情報②防災安全情報③障害者行方不明情報であり、受け取る情報の選択が可能。</p>	<p>■当初は緊急性の高い情報だけを取り扱っていたが、発信先の間口が広がることによりその他の防災情報・生活情報等の提供要望も多いので、担当窓口の一本化を図るよう調整を行い、より使いやすく有益な情報発信ができるようなシステムを構築する。</p>	継続	庶務課	<p>■学校・幼稚園生活情報及び学童クラブ情報、防災安全情報、障害者行方不明情報を各学校、担当課において配信する。</p> <p>■取りまとめの部署の移行について、具体的に関係各課と調整し、早期の実現を図る。</p>
⑥あいさつ運動	<p>■第22期青少年問題協議会の提言を受けて、事業を平成17年度開始。</p> <p>■地域で子どもと大人があいさつを交わすことにより、お互いに顔見知りになり、地域の結びつきを強めて、子どもの安全を守ることが趣旨。</p> <p>■具体的には、9月を除く奇数月、及び8月の最初の登校日に教職員、市職員、保護者、自主防犯組織、自治会、市民活動団体、シルバー人材センターなど地域の人が校門前で生徒の登校をあいさつで迎える。</p> <p>■小中学校にあいさつ運動ののぼり旗を掲げている。</p>	<p>■地域の大人同士がつながり、大人と子どもが互いに顔の見える関係づくりが進んでいるが、依然として子どもが巻き込まれる痛ましい事件の報道が後を絶たない現状もある。</p> <p>■より多くの地域の皆様に関わっていただけるよう、参加しやすいきっかけづくり、関係機関と連携し防犯意識をさらに向上することなどが課題。</p> <p>■子どもたちが、地域の大人に見守られているという安心感の中で成長できるよう、子ども関連の関係団体等の協力を得てさらに地域のつながりを広げていきたい。</p>	継続	子育て課	<p>■地域の結びつきを強めるために引き続き、奇数月の最初の登校日に市内全ての小・中学校で教職員、市職員、保護者、シルバー人材センターなど地域の人があいさつ運動を行う。また、昨年同様夏休み期間の変更により9月実施分は8月24日で実施予定。</p> <p>■今後の実施に関して参加した管理職へアンケート調査を実施していた。まだ1回しかできていないため、余裕があれば実施し、今後のあいさつ運動を検討するうえでの材料とする。</p>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
⑦自主防犯組織育成支援事業	■地域との合同防犯パトロールの実施や自主防犯組織育成事業交付金の交付等、人的・物的支援を行うとともに、各種防犯研修会等を実施することにより、防犯活動の更なる強化、及び市民の防犯意識の向上を図る。	■自主防犯組織の新規結成を促進するとともに、既存組織の更なる活性化を図る。	継続	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自主防犯組織 <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成交付金の再交付を活用し、既存組織の若返りや活動の継続化を推進する。</li> </ul> </li> <li>■個人防犯パトロール <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き加入促進を継続する</li> </ul> </li> <li>■防犯出前講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会から要望があれば実施していく。</li> <li>・自治会との合同パトロールへの参加</li> </ul> </li> </ul>
⑧市内安全パトロール	■下校時の子どもの見守りを中心に、専門知識を持った警視庁OBが、犯罪特性に留意した青色防犯パトロール等を実施し、学校や学童クラブを定期的に巡回して犯罪の発生状況や不審者情報を職員と共有することにより、各種犯罪の抑止及び防犯体制の強化を図る。	■地域に密着した防犯パトロールを推進することにより、子どもが犯罪に巻き込まれない地域社会の実現を目指す。	継続	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■安全安心パトロール <ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者等が多く、防犯ボランティアが少ない夕方の時間帯や学童クラブの下校時を重点に実施していく。</li> </ul> </li> <li>■街頭防犯カメラの設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺に防犯カメラを効果的に設置していく。</li> <li>・自治会設置の防犯カメラの補助事業を実施。</li> </ul> </li> </ul>
⑨「こどもを守るネットワーク」事業	■市庁用車に指定ステッカーを貼付するとともに、車両業務中に、子どもの身の危険を察知、あるいは、子どもから救助を求められた際に、子どもを一時的に保護し、警察に通報する事業。	■引き続き、継続実施する。	継続	防災安全課	■庁用車で見守り及び青色防犯パトロールによる子どもの見守りを実施していく。

## (2) 子育てしやすいまちづくり

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①住宅マスタープランの推進	■高齢者向け住宅の確保、三世代近居・隣居・同居の推進、住み替えやリバースモーゲージの推進、新たな公営住宅施策の展開、省エネルギー住宅の普及促進、住宅の耐震改修促進等、「日野いいプラン2020」「環境基本計画」「行財政改革大綱」等の見直された基本構想・基本計画と整合した住宅政策を推進する。	■平成27年3月に改訂した日野市住宅マスタープランに基づき、子育て支援にもつなげる住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。	継続	都市計画課	セーフティネット住宅相談事業「あんしん住まいる日野」でのひとり親家庭への相談受付を引き続き行う他、セーフティネットコールセンターと連携しひとり親家庭への居住支援の推進を図る。
②通学路の整備	■第2次日野市バリアフリー特定事業計画の策定や、各小学校の通学路の点検など、市民参画による道路整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第2次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、歩道のバリアフリー化を図る。</li> <li>■通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、学校関係者、PTA、各管理者による合同点検の継続、対策の改善、充実等をPDCAサイクルで実施し、通学路の安全性向上を図る。</li> </ul>	継続	道路課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第2次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、視覚障害者誘導用ブロックを設置した路線で、劣化が激しい誘導用ブロックの改修（修繕）を実施いたします。</li> <li>■日野市通学路交通安全プログラムに基づき令和元年度に合同点検（潤徳小、南平小、平山小、夢が丘小、七生緑小、八小）を実施した、市道19箇所の安全対策を実施いたします。また、令和2年度は6校（一小、三小、四小、七小、仲田小、東光寺小）の通学路合同点検を実施いたします。（主体は学校課）</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
③まちづくりマスタープランの推進	■安全安心で利便性が高く若年層や子育て層が定住する都市の実現を目指し、多様化する暮らし方を支えるまちとして、ライフステージに合わせて選択できる多様な住まいの提供や子育てしやすいまちづくりの推進を図る。	■令和元年4月に改訂した日野市まちづくりマスタープランに基づき、子育てしやすいまちづくりを進めるため、道路・公園などの施設整備や暮らしやすいまちとするための仕組み作りをするなど、まちづくりを総合的かつ計画的に推進する。	継続	都市計画課	■まちづくり条例の改定検討及び共創のまちづくり（子育てしやすいまちづくりを進めるため、道路・公園などの施設整備や暮らしやすいまちとするための仕組み）の検討を行う。

## 基本目標Ⅳ 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

### 方針1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり 方針1) 家族や地域の人とのふれあいを促進

#### (1) 家族のふれあいの促進

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①家族ふれ愛の日の啓発	■第23期青少年問題協議会の提言を受けて、平成20年度より事業を開始。 ■毎月第3日曜日を「家族ふれ愛の日」と定め、親子の会話、心のかような家庭づくりが推進できるよう市HPやSNS等を活用して啓発していく。	■国、東京都が定めている「家族の日」・「家族ふれあいの日」とも併せ、家族のふれあいについて啓発活動を継続していく。	継続	子育て課	■引き続き「家族ふれ愛の日」の啓発を行う。 ■例年実施していた写真展という形式ではなく、応募された写真をホームページ上に掲載する「家族ふれ愛アルバム」として実施する。写真展では年間を通して限定的な周知しかできていなかった点等を考慮し、新たな形式での啓発を図る。
②親子ふれあい事業	■親子のふれあいを促進するため、3～4か月児健診後に親子の交流する機会を設定し、保育士による手遊びや絵本の読み聞かせを実施。	■親子のふれあい促進のきっかけの場となるよう、継続していく。	継続	健康課	親子のふれあいを促進するため、3～4か月児健診後に親子の交流する機会を設定し、保育士による手遊びや絵本の読み聞かせを実施する。
③家庭教育学級	■市内小中学校PTAへの委託による家庭教育学級や、生涯学習課による講演会などにより、家庭教育の充実や、主な担い手である保護者の教育力向上を図る。	■各小・中学校PTAによる学習活動の充実。 ■講演会開催や、市ホームページ等での情報発信による家庭教育の啓発及び保護者の意識向上。	継続	生涯学習課	■引き続き、PTAへの委託による家庭教育学級や、講演会開催、情報発信などを行い、家庭教育の充実及び保護者の教育力向上を図っていく。

#### (2) 異年齢交流の促進

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
①幼稚園・保育園での中高生の受け入れ	■子どもへの理解を深め、命の尊さ、慈しむ心、家族の大切さや家族をもつ喜びが持てるよう、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を受け入れる。 ■中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深める。	■今後も、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。	継続	保育課	■地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。また、中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深め、つながりが持てるように積極的にすすめていく。

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
② ジュニアリーダー講習会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■昭和41年度に開始され、異年齢交流・地域交流を通して、思いやりの心や生きる力を養い、地域への愛着・関心を深める事業。</li> <li>■年10回実施（平成30年度）</li> <li>■効果 企画・運営を高校生以上のボランティアリーダーが行うことで、将来地域で活動する人材の育成を目指している。「地域活動の担い手の育成」</li> <li>■ボランティアリーダーは地域貢献の一環として、子ども会や地域の行事・イベントに赴き、お手伝いやレクリエーション提供等の地域活動を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小中学生を対象に、キャンプ等の野外活動や地域交流を行い、子どもたちの体験活動の充実を図る。</li> <li>■ボランティアリーダーの地域活動への参加を促し、ジュニアリーダー講習会の認知度を高めるとともに、講習会の成果を地域へ還元していく体系づくりに努める。より一層地域と密着した活動を進めていく。</li> <li>■青少年委員による育成環境の整備、地域に根ざした活動を進め、地域で活躍できる人材の育成を行っている。</li> </ul>	継続	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き小中学生を対象に、キャンプ等の野外活動や地域交流を行い、子どもたちの体験活動の充実を図る。</li> <li>■青少年委員の会ジュニアリーダー部会との連携強化を図り、地域活動の促進を行う</li> <li>■青少年委員、講師を中心として、リーダーに向けて研修の充実を図り、リーダーのスキルアップを目指す</li> </ul>

### (3) 子どもの人権意識の醸成

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
① 道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「特別の教科 道徳」が実施されたことに伴い、考える道徳、議論する道徳を推進する。</li> <li>■全ての小・中学校で学校、家庭、地域との連携により道徳授業地区公開講座を開催している。公開講座の開催を通して道徳授業の質の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道徳教育推進教師を中心に、道徳教育や道徳授業地区公開講座の体制を整え、道徳の時間の活性化や内容の充実を図る。</li> </ul>	継続	学校課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全校で道徳授業地区公開講座を実施。地域や保護者へ呼びかけ、意見交換会を継続</li> </ul>
② 人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる子どもを育成する。</li> <li>■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権教育推進委員を中心に人権課題を深める実践や指導計画作成についての理解を深めるよう研修内容の充実を図る。</li> </ul>	継続	学校課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■毎年更新される「人権教育プログラム」に基づき、各校の人権教育推進委員を中心に、「性同一性障害」「性的指向」等の新たな人権課題についての教員研修を継続し教員の理解を深める。今後も具体的な指導の在り方について検討する。</li> </ul>
③ いじめ防止総合対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる子どもを育成する。</li> <li>■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■いじめ防止基本方針に基づく体制整備等取組の充実を図る。</li> <li>■人権教育（互いに尊重し合う態度や他者と共に生きる力の育成）の推進を図る。</li> </ul>	継続	学校課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「すべてを拾い上げ、対応する」ことを基盤に、いじめの早期発見と、速やかな組織対応に努める。</li> <li>■すべての子供たちが安全で安心した学校生活を送ることができるよう、子供たちの変化を見逃さず、つらい思いをしている子供に寄り添った対応を進める。</li> <li>■令和2年3月のいじめ問題対策委員会で作成された報告書に基づき、各校の対策を具現化していく。</li> <li>■年間3回以上のアンケート調査等を実施し、実態を把握するとともに、学校が組織的な改善策を講じることができるよう支援の充実を図る。</li> <li>■学校評価へのいじめ対策の記載について各学校と連携し、調整を図る。</li> </ul>
④ 人とかがわる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■他者への思いやりや社会性を育てるために、グループや班活動の工夫、異年齢交流や職場体験、部活動や学校行事などの充実を図る。</li> <li>■多様な体験や学習を通して、人を思いやり自分を大切にできる心、感動する心や努力する心を育む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者とのふれあい学習を継続し、計画的な交流をすすめる。</li> </ul>	継続	学校課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者との交流を継続する。</li> </ul>

事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	前計画からの 区分	担当課	令和2年度の取り組み
⑤子ども条例の推進	<p>■児童憲章や児童の権利に関する条約に基づいて、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利と子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定め、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで子どもの幸福の実現を目指し、子どもが健全に育つことができる環境をつくること。</p>	<p>■行政、子育て事業者、地域住民、保護者が子どもの目線に立つことが子どもの最善の利益の保護、実現につながるため、様々な機会を活用し、普及・啓発を図る。          ■日野市子ども条例の理念を「新！ひのっすくすくプラン」で具現化していく。          ■条例第19条推進体制、20条委員会の設置については、子ども・子育て支援会議との関係を整理する。</p>	継続	子育て課	<p>■条例施行10周年記念事業を契機として、引き続き周知・啓発に向け取り組みを検討していく。</p>
⑥いのちの学校	<p>■市内中学校で、道徳などの時間を利用し、一人ひとりが、かけがえない「命」の大切さを考えてもらうためのパネル展示や講演会を実施。          &lt;パネル展示&gt;いのちのメッセージ展          &lt;講演会&gt;遺族の講演</p>	<p>■中学生の間に一度は受講できるよう、1年に2～3校で事業実施を予定。パネル展示や講演会を行い、全校生徒と教職員、保護者や地域の方にも参加していただき「命」の大切さを考えてもらう。</p>	継続	セーフティネットコールセンター	<p>コロナの影響により、授業時間の確保が優先となることや、講演会開催は三蜜状態となることから、令和2年度のいのちの学校は、パネル展示のみを中学校3校にて実施予定。</p>